

自由な私的土地所有の成立

封建的経済構造から資本制的経済構造への移行

唐 渡 興 宣

はじめに

「土地所有は、ある人々が一切の他人を排除して地球上の一定の部分を彼らの占有領域として支配するという独占を意味する」¹⁾

この土地所有について、地球のある特定部分に対する自由な処分権について個人の法律的な力を持ち出してもそれは何事も説明しない。土地所有という法的概念を法でもって説明することは法を法律という実定法に求める法実証主義のするところであって、それは法の存立根拠を国家の権威に依存する国家の弁護論に陥ることになる。土地所有という法的関係を解明するにはそれを成立させている社会的関係の説明が必要となる。

「土地所有者は土地を自由に取り扱うことができる」²⁾ という観念とは「自由な私的土地所有という法律的観念」のことであって、このような観念は「古代世界ではただ有機的な社会秩序の解体の時代のみ現われ、また近代世界ではただ資本主義的生産の発展につれてのみ現われる」³⁾。我々が当面問題とするのは資本主義的生産の発展に照応した自由な私的土地所有である。この土地所有こそは資本主義的生産様式の歴史的前提である。この土地所有の歴史的前提を問題にすることは同時に資本主義の成立を

問題にすることでもある。

「この生産様式（資本主義的生産様式のこと唐渡）は、一方では、直接的生産者が単なる土地の付属物（隷農、や農奴や奴隷などの形での）という形態から開放されることを前提し、他方では、民衆の手から土地が収奪されることを前提する。そのかぎりでは、土地所有の独占は資本主義的生産様式の歴史的前提であって、それは、なんらかの形での民衆の搾取に基づいているすべての以前の生産様式の永続的基礎である。しかし、資本主義的生産様式が始まるうとするときにはそれが当面する土地所有の形態は、この生産様式に対応していない。それに対応する形態は、資本への農業の包摂によってこの生産様式自身によってはじめて作り出されるのである」⁴⁾

我々が問題とするのは資本主義的生産様式によって包摂された土地所有が実現する経済的形態（超過利潤の転化形態としての地代）ではなく、資本主義的生産様式にとっての歴史的前提としての土地所有の成立そのもののことである。それは土地所有の独自の形態であって、封建的土地所有なり、生計部門として営まれる小農民的農業なりが、転化した形態である。この私的土地所有の解明は本源的蓄積過程そのものを展開することでもある。それは封建的経済構造から資本制的経済構造への移行の論理を構築することにもなる。したがってここでの作業はマルクスの本源的蓄積論を補足するにすぎないとい

1) 『資本論』, 795頁, 長谷部文雄訳, 青木書店。
以下『資』, 『資』, 『資』と略記。

2) 同上。

3) 同上。

4) 同上。

うことをまずは断っておこう。マルクスが本源的蓄積の舞台を何よりもいち早く資本主義を確立したイギリスに求めているように、ここでもイギリスを舞台にして取りあげる。

【補注1】 同じ私的土地所有といっても、近代的土地所有は古典古代的（ローマ的）私的土地所有とは区別されなければならない。それが自由な私的土地所有である。

「自由な私的所有」における「自由」は古典・古代的共同体における私的土地所有と対比することによって明瞭となる。古典古代的私的土地所有は、彼らの私的土地所有が共同体の共同地から排除されているという意味で共同性から排除されていることによって成立している。その点では諸個人の直接的共同性が解体し、相互に自立的になったところで成立する近代的私的所有と同一性をもつが、他方で、彼らが私的土地所有者であるのは共同体の成員でなければならないということに制約されている。古典古代的私的土地所有は共同体によって制約されており、そのかぎりでは、この私的土地所有は共同体的所有の亜種であって、共同体から「自由」ではない。この私的所有が自由なそれに転化するには、共同体そのものの規制から自由であること、すなわち共同体の解体が条件となる。

ローマ的な私的土地所有は共同体の成員であるかぎりにおいて分割地の所有者である。この共同体の成員の資格を喪失するならば、彼は所有者ではなくなる。共同体の三類型（アジア的、古典古代的、ゲルマン的形態）における土地所有の区別は共同体における土地に対する関係それ自体だけでなく、共同体の共同地に対する共同体成員の関係を見た方が分かりやすい。これが決定的な問題であることを私は強調しておきたい。ローマ的共同体における共同地は共同体成員の維持のためではなく、新規参入者のための予備であって、成員はこの共同地から排除されている。ここでは直接的生産における共同地における共同労働という共同性はもはや存在しない。共同地を控除した残余

の土地の平等な分割地の所有という形式的平等性（共同体によって承認された共同体成員相互のこの関係性がここでの私的所有を形成している）は共同体内部における実質的な不平等、貧富の差を生み出す可能性をもっている。その不平等を補う共同地の共同利用を排除されているという点、すなわち共同性が奪われて（privirt）いるという意味での私的所有の根源的意義をこの土地所有は示している（これはアジアの共同体の亜種であるスラヴ、ルーニアの形態との決定的相違を示している。この共同体がローマ的なそれと異なるのは土地の平等な分割とそれを補完する共同体における共同労働が存在する点である。しかしそれは農奴制への移行の要素でもある）。

ローマの共同体における共同性は外部に対してのみ主張され、したがって共同体維持のための戦争がここでは生産的労働として現われる。したがってそれは戦士共同体として都市に結集する共同体である。戦士が同時に農民であり、ここに奴隷制への移行の要素がある。すなわち共同体内部における矛盾が戦争、捕虜の奴隷化を促進する。しかし、奴隷を家内奴隷としてではなく、労働奴隷として所有するには生産諸条件（土地と家畜）が、その私的土地所有において私的に集積されていることが前提される。労働奴隷は共同地を占有した貴族に有利に配分され、貧富の拡大を生み出し、共同体の解体の要素（または階級対立の宥和のために生み出される国家形成）となる可能性を孕んでもいる。

古典古代的私的土地所有であれ、「自由な私的土地所有」であれ、両者における私的土地所有は共に共同地における共同性を奪われているという点では同一である。したがって自由な私的土地所有の成立の解明にとっては、この土地所有は封建社会の共同体と共同地をどのように解体しつつ現われるのかが決定的に重要な問題であるということを教えている。

1. 土地所有論解明の方法的視座

「自由な労働と、この自由な労働を貨幣と・・・交換することが、賃労働の前提であり、資本の歴史的条件の一つであるが」それは「自由な労働を労働の実現の客体的諸条件から分離すること」⁵⁾を前提としている。この前提は「労働者を彼の自然の仕事場としての大地から切り離すこと、それゆえ東洋の共同体に基づく共同的な土地所有の解体並びに自由な小土地所有の解体である。このどちらの形態においても労働者は自分の労働の客体的諸条件に対して、自分の所有物の様態で関わるのであって、これこそ労働とその物象的諸前提との自然的統一である」⁶⁾。この書き出しから始まる「資本主義的生産に先行する諸形態」における「諸形態」とはなんの諸形態であるのか、という問いに熊野 聡氏⁷⁾『は資本主義的生産に先行する労働者と生産の諸条件との関係の諸形態であり、共同体の諸形態（大塚久雄）、所有の諸形態（芝原拓自）、生産の諸形態（望月清司）として諸形態が多様に解釈されているが、共同体、所有、生産のどの見解をとろうとも基本的には労働者と生産諸条件との関係を巡っているとされている。マルクスは生産諸条件に対する労働者の関係をまさに本源的な生産諸条件に対する関係から問題を設定しているのである。前資本主義的土地所有の解体、近代土地所有の生成の問題はこうした射程のうちに構成されなければならないことが示唆される。

【用具の所有と土地所有の分離】

遠回りではあるが、マルクスの本源的な所有論についての言及から考察を開始してみたい。

「所有が、自己のものに対する様態での、生

産条件に対する意識的な——そして個々人については、共同体組織によって措定され、法として宣言され保障された——関わりにほかならないかぎり、所有は、生産そのものによって始めて実現される。現実の取得は、この諸条件に対して、思考のなかではなく、能動的・現実的に連関すること——この諸条件を現実、自己の主体的活動の諸条件として措定すること——のなかで、はじめて行われるのである」⁸⁾

「所有」は生産諸条件を自己に属するものとしてその生産諸条件に関わるときに実現される。生産諸条件が「自己に属する」とは、「この諸条件を現実、自己の主体的活動の諸条件として措定すること」である。すなわち生産諸条件を自己の活動の諸条件として関わっているかぎりでは、その個人は何らかの形態での所有に関与している。すなわち、その個人にはその生産諸条件（生産物を含む）に対して何らかの権利が発生する。その権利に対する承認関係が同時に生産関係でもある社会関係である。その個人はなんらかの社会的関係（生産関係）のもとでその生産諸条件に関わっているのであって、その社会的関係がいかなるものであるのか、またそれにどのように関わっているのかによって、その所有のあり方が規定される。これこそ所有の諸形態を解明する基本的方法である。（この視座は封建社会のみならず、近代的私的所有権、更には現代の知的所有権にも妥当する【補注参照】）

以上の本源的な所有は包摂的主体としての共同体にたいする関係に媒介されている。すなわち、その社会的関係は共同体の成員としての位置、地位が同時に生産関係でもある。それは「共同体組織によって措定され、法として宣言され保証された」ものとして確認されるのであるが、この法（捉）として宣言されるのはこの生産諸条件に関わる社会的関係によって規定される所有形態を追認したものにすぎない。

5) マルクス『資本論草稿集』1857-58年の経済学草稿2、「資本主義的生産に先行する諸形態」、大月書店、1993年、117頁。以下「諸形態」と略記。

6) 同上。

7) 熊野 聡『共同体と国家の歴史理論』、1976年、青木書店、100頁。

8) 「諸形態」146頁。

以上のことは以下のように確認されている。

「つまり所有は、本源的には——それゆえに、そのアジア的、スラヴ的、古代的、ゲルマン的形態では、——労働する主体（すなわち再生産する主体）が、生産あるいは再生産の諸条件に対して、自分の諸条件に対する様態で関わることを意味する。」⁹⁾

このように述べたあとで、共同体の本源の形態から派生した二次的形態が問題とされる。「奴隷制、農奴制、等々では労働者そのものが、ある第三者たる個人または共同体組織の生産の諸条件の一つとして現われる（このことは、たとえば東洋の一般の奴隷制ではそうではないのであって、ただヨーロッパの視点から見てそう言えるだけである）——つまり所有はもはや労働の客体的諸条件に対する自ら労働する個人の関わりではない——。しかし、この奴隷制、農奴制、等々は、共同体組織と共同体内の労働に基礎を置く所有の必然的で当然の結果ではあるが、つねに二次的なものであって、けっして本源的なものではない」¹⁰⁾

この二次的所有形態においては用具に対する関係が土地に対する関係と分離されて現われてくる。本源的所有関係が基礎としている客観的諸条件に対する所有関係は二重の形態に分離して現われるがゆえに、前資本制的所有関係の解体は、その二重の所有形態の解体として現われる。土地に対する共同体的所有形態の解体とこの土地所有から派生してくる用具の所有形態の解体がそれである。

共同体的土地所有が共同体組織を前提しているように、用具の所有は手工業的労働の特殊な発展形態を前提している。これとむすびついていのが、ツンフト、同職組合制度等々である。土地所有とそこから二次的に派生してくる用具の所有という二系列に所有が分化してあらわれてくるのである。所有論は二系列の展開となる。

出発点はあくまでも本源的生産条件としての土地所有であるが、この土地所有の解体から始まる歴史を「歴史的状态」の段階的展開の歴史として総括するならば、それは「歴史的状态」¹¹⁾の解体の歴史でもある。

【二重の所有形態の分離の歴史的展開】

歴史的状态第一号

共同体とそれに規定された土地所有があり、二次的用具と労働によって作り出された土地の果実が原初的な土地所有に含まれている状態（農工未分離のままに土地所有に包摂された状態）、これがまず解体されるべき歴史的状态第一号である。

歴史的状态第二号

以上の歴史的状态第一号とならんで、またはその外部に「労働者が用具に対して、自分自身の用具に対する様態で関わる」第二の歴史的段階。それは土地所有から派生するが、それと区別される労働者の用具に対する所有の自立化。この所有は用具が彼の個人的労働のもとに包摂されている（用具とそれを使いこなす業との結合）ことを前提しており、そのことによって労働の手工業的かつ都市的発展として土地所有から独立して現われる。用具が労働者にとって自己に属するものとして直接的に結合している。それは原初的な共同体的土地所有とそこでの共同的労働から分離・排除された諸個人の個人的労働とそれに包摂された用具に対する関係は原初的な所有とは独自の所有関係を形成する。用具が労働の産物として、もはや土地所有の付属物ではない。こうした用具の所有に基づいた共同体組織は労働者自身によって作り出されたものとして現われ、それ自身第一の段階の状態を変形させる。労働する主体を所有者にする歴史的状态第二号は「その本性からして、変形された第一号の対立物としてのみ、あるいはそう言いたければ、同時にその補完物」として意義を持つが、それも解体されるべき運命にある。

9) 「諸形態」149頁。

10) 同上。

11) 同上、154頁。

歴史的状態第三号

それは「所有者として関わるのはただ生活手段に対してだけであって、生活手段を労働する主体の自然的条件として見出しはするが、土地に対しても、用具に対しても、したがって労働そのものに対しても、自分のものに対する状態で関わるのではないという形態である」¹²⁾。

この形態は結局、「奴隷制および農奴制の形式であって、資本としての生産諸条件に対する労働者の関係においては否定されており、歴史的に解体された状態」として措定されている。「第三の形態は——奴隷制、及び農奴制に帰着するのでない場合には——労働する個人の、生産諸条件に対する、だからまた生存諸条件に対する関係を含むことができない。だからこの形態は、パンと野外競技の時代のローマの平民がそうであったように、土地所有に基づく本源的な共同体組織の成員が、自分の土地所有を失ってしまい、しかも所有の第二号の種類にまでは進んでいない、というときに彼が持つ関係でしかない」¹³⁾

以上の歴史的状態の解体の歴史は本源的な土地所有とそこから派生する所有形態という二系列の所有の対立または補完関係において所有論を展開する視点を見出すことができる。「歴史的状態二号」において現われてくる土地所有から独立して現われてくる用具の所有の自立化は新たな共同体を都市に作り出し、私的所有に発展していく手工業の都市的發展をもたらす。すなわち共同体から排除され、その一員としての資格を持たないものは同時に共同体的土地所有からも排除されている。彼らは共同体にとってはよそ者でしかない。共同体における農業労働に基づくその自足的な生活こそが共同体員のふさわしいあり方であって、共同体から自立したその労働は共同体にとっては墮落したあり方である。

この本来的な共同体から排除された者は生活していくためには「自己に属する」用具でもって工業労働を行う共同体を対立的に作り、その生産物を商品として供するほかない。ここに商品流通と私的所有が共同体に対して対立的に自立化する。共同体から排除され、それに対して対立的に商品流通と私的所有が成立してくるとはいえ、ここでの私的所有は用具の所有者であるということに基づいている。この用具の所有者であるということ（用具に対して自己に属するものとして関わること）が彼の属する新たな共同体（ツフト、同職組合）の成果に対する分け前をもたらすものであって、そのかぎりでは彼は私的所有者となる。したがって彼が私的所有者であるということは同職組合、あるいはツフトという共同体の一員であるということに媒介されている。その私的所有は共同体的土地所有に対して対立または補完という関係にあるとはいえず、社会的生産の基本は共同体的土地所有に基づくものである。この共同体的土地所有の解体の後に成立する自由な私的土地所有の解明には近代的私的所有論の展開とは独自の論理を必要とされることが示唆される。以上の土地所有と用具の所有との分裂が土地所有解体の歴史の出発点を与えるものである。この点からすれば近代的土地所有の成立の歴史は農村と都市の対立の歴史としても展開することが可能である。

ところで、マルクスは農奴制を奴隷制と同じように第三の歴史的状態に位置づけているが、土地所有を失ったローマの平民の事例によって断り書きをしているが、それは誤解を招くものである。農奴制こそはヨーロッパ中世の封建制の経済的基礎をなすものであり、奴隷制とは決定的に異なる。このような封建制の歴史的解体諸過程についてはつぎのように指摘している。

「労働者を土地と土地の支配者に縛り付けているはいるが、しかし彼の生活手段に対する所有を事実上前提している隷属諸関係の解体——これは実際には労働者の大地からの分離過程である——」¹⁴⁾

12) 同上, 155 頁。

13) 同上, 156 頁。

14) 同上, 158 頁。

封建的土地所有またはそれを支える農奴制の解体とは隷属諸関係の解体である。この隷属諸関係においても農民は村落共同体の一員として一定の権利(慣習的な)を土地に対してもっていたのであって、その所有剥奪が土地からの分離過程をなすものである。農民は慣習的保有農民として村落共同体を構成し、領主の権力に対抗し、領主直営地とは区別される自己の割り当て地、及び村落共同体に属する共同地に対して「自己に属する」ものとして一定の権利をもっていた。その農民の権利がいかに制限されたものであっても、それは所有権を構成するのであって、それが何らの権利を構成しないのであれば、本源的蓄積過程を我々は収奪の過程ということではできない。この点では要綱段階のマルクスは『資本論』段階において乗り越えられている。近代的土地所有権の解明はまさに共同体の成員たる農民の団体的諸権利がまわりついている土地からの農民の分離(それは同時に共同体の解体でもある)として展開されなければならない。

【商品の交換関係を土台とする私的所有に
対立的に展開する土地所有】

以上から土地所有を解明するには次のことが前提となる。まず、共同体の一次的、二次的構成において土地に包摂された諸個人がそこから分離され、または排除された人々が作り出す商品流通における交換関係を土台とする私的所有、これとは異なる系譜から発生するのが私的土地所有である。以上の商品流通における交換関係を前提にするとはいえ、共同体の二次的構成としての封建的村落共同体の解体を基礎にし、そこから成立する新たな諸関係の上に成立する土地所有の解明、これが主題である。この解明を歴史的な移行過程として解明せんとしているのであるが、その前提としてそもそも近代的私的所有とは一体なんであるのか、その上で成立する近代的土地所有はなんであるのかということが解明されていなければならない。まずは近代的私的所有の存立構造が経済学的に解明されて

いなければならない。その上で「自由な私的土地所有」も説明できるということである。歴史研究者の封建制度の研究から多くの歴史的事実は学ぶことができるが、肝心の近代的な土地所有が解明されていないから、歴史がどこまで進めばそれは近代的な土地所有の成立であるのかを示してはくれない。何よりも私的所有そのものを経済学的に解明していないから近代的土地所有も規定できない。したがってただひたすら歴史的事実を積み上げていくという実証主義に陥ることになる。これは理論家の責任でもある。所有論といえばスターリン的所有論、すなわち生産手段の所有が生産関係を規定するという「基礎」説が暗黙の了解事項として多くの経済理論家を支配していた。土地所有論の展開もスターリンの亡霊に取り付かれていた。

近代的土地所有の解明の前提にまず私的所有について簡単に定義しておかなければならない。詳しくは筆者の私的所有の存立構造の経済学的解明に委ねるが¹⁵⁾、さしあたり以下の二点が確認されていなければならない。

第一に、私的所有は何よりも商品の交換関係における商品所持者の関係、すなわち契約関係という法的関係において成立する。この法的関係は自立的な主体である商品・貨幣関係という物象的關係に規定された商品所持者の意志的關係である。この契約関係という法的関係は同時に相互を商品の私的所有者として承認する承認関係でもある。この承認関係が私的所有を構成する。ところがこの承認関係としての契約関係は所有物たる物と分離され、物に対する人の関係は所有権として構成され、人と人の関係である契約関係は債権・債務関係として構成される(物権と債権の峻別)。かくして契約関係という人と人との関係から分離された所有権はあたか

15)「私的所有権の存立構造」『経済学研究』(北海道大学),第53巻第1号,2003年6月。

「所有論の基本的視座 所有とは領有(=取得)の過程における社会関係である」同上,第53巻第3号,2003年12月。

も人と物との直接的関係において成立するかのように現われる。私的所有はしたがって「私のもの」という人と物との直接的関係として現れ、抽象的（諸関係から切断されたという意味で）で、いかなる社会にも妥当するかのように現れる。このような私的所有を存立させているのは生産関係が物象化し、人と人の関係が自立的主体となった物象（商品・貨幣）によって媒介されるという構造にある。この物象的関係の世界が経済の世界であり、その担い手たる諸人格の意志の世界が法の領域を形成する。物象的関係の自立化・主体化を「物象の人格化」というのであるが、これを従来物象の運動の担い手たる人格のことだと理解してきた。したがってこの人格は法の領域の住人ではなく、経済的領域に引き込まれて理解されることになる。そうではなく物象の人格化とは物象があたかも生命を持った人格のように主体化するということである。人は逆に人格化した物象の道具になる。これを人格の物象化という。このことを理解していないと私的所有は百年かかっても理解できない。それが今日の現状でもある。

土地所有もその点では同じような過程をたどるが、その土地所有を成立させる法的関係としての契約関係が異なるところにその特徴がある。一切の前近代的諸関係から開放された土地所有を成立させる人々の関係は何よりも土地の貸借関係・債権債務関係としての契約関係として現われる。契約関係の基礎には貨幣関係という土台がある。この契約関係が土地の私的所有の承認関係でもある。この土地における人と人との関係＝契約関係でもある承認関係はその土地から分離される。したがって土地所有は、人と人との関係に媒介されているにもかかわらずその人と人との関係から分離されて、人と土地との直接的関係において成立するかのように現われる。そのことを確認するのが謄本登記である。あたかも人と人との関係から分離された登記が土地所有を成立させているかのように現われ、土地所有が理念化される。法が法を成立させているか

の外観をもって現われる。土地所有はその土地との使用関係とは全く無縁のところて成立する。

諸商品の交換を通じた商品の取得・領有過程における物象的関係としての諸商品の交換関係に規定された諸人格の関係は、物象的関係の担い手としての法的人格相互の契約関係であると同時に自然人たるその商品の所有者の関係でもある。すなわち契約関係＝承認関係は法的人格としてはその代理人でも遂行可能なものであり、この法的関係に規定された具体的な人格が所有者となる。その意味では人格が二重化して現われてくる。こうしたことが土地における地代の取得過程における人格と人格の相互の関係において二重化して現われてくる。土地所有者と契約関係を担う法的人格との二重化において、この法的人格相互の対等平等な関係が土地所有と土地所有者を成立させているのであるから、土地所有の史的成立はこうした人格的關係がどのように成立するのかがあきらかにされなければならない。そこには封建的取得構造からブルジョア的取得構造の大転換、それを規定する生産関係の転換がある。

第二に、私的所有を成立させる基本的土台は商品と商品の交換関係であった。この物象的関係は交換価値が媒介的、包摂的主体となり、それぞれの商品に交換価値としての規定性を付与する。交換価値が生産と交換を支配する包摂的主体となり、対立する両項を自己の契機にする。すなわち価値形態が商品に与えられる。したがって商品は相互に価値形態を賦与された価値物として交換される。すなわち商品流通を前提とするならば、商品の所有者は単なる物の所有者ではなく、一定の価格をもった商品の所有者として現われる。商品流通において商品所有者は商品を手放すが、その価値は手放さない。その商品の価値に等しい貨幣を請求する債権がそこに成立する。それを価値所有権というならば、その価値所有権の発現が債権ということになる。貨幣を手放すときには、その価値所有権は手放さない。それはその価値に同等な価値の商品に

対する請求権となる。かくして私的所有は価値所有権において確立する。

近代的土地所有も地代の資本還元を通じた土地価格の成立において完成する。封建社会における土地所有は一定の土地に拘束された人々に対する労働の強制関係、すなわちその土地の使用が問題であるのに対して、近代的土地所有はその価値所有権を根本的内容としている。すなわちその土地がいかなるものであるのかということよりも、それがいくらに値するものであるのかということが決定的となる。その価値所有権に基づいてその土地を自由に処分しようということが、「自由な私的土地所有」である。この両者の区別は土地を巡る人と人の関係の相異に帰着する。すなわち直接的な強制的な人格的关系か、物象に媒介された人格的关系か基本はこの関係を巡っている。以上の点で決定的に重要なのは対立する両項の媒介者が包摂・総括の主体となるということである。それは社会認識において決定的な重要性を持つ。土地所有の歴史的な区別の認識は何が包摂の主体となっているのかの区別に帰着する。

【補注2】 生産条件に自己に属するものとして関わるときに何らかの所有権が発生するということを知的所有権について見てみよう。今日における企業や大学において何らかの発明・発見によって特許を取得したとしよう。例えば大学での研究者が大学の実験装置でもってそうした特許を取得した場合、北大の例ではそのパテント料は大学で折半することになっている。研究者が大学でそうした成果を大学の研究費と設備でもってあげたとしてもそうした半分のパテント料を要求する権利はそうした成果を挙げることのできる研究上の知識と技術を「自己に属する」ものとして臨んでいるからに他ならない。ダイオードの発明者が千数百億円の利潤を企業にもたらしたにも関わらず、その報奨として1万円しか支払われなかったことで、裁判所は200億円を支払うように企業に命じた。これは後に和解によって数億円になったよう

であるが、これも全くおなじである。

これと同じことがマニファクチャにあっても演じられてきた。マニファクチャの労働者の手工業的熟練は道具を使いこなす業と一体化しており、その業を労働者は自己に属するものとして生産に参加する。その道具が資本家に属するものであっても、かれの活動の条件たる道具はかれに属する生産の条件として存在する。したがってマニファクチャ労働者はそうした自己に属する条件の所有者として資本家に対して自己を対等なパートナーとして位置づける。彼の賃金に対する要求は友愛的な共同組合の一員としてその成果に対する分配という性格を帯び、資本家との関係を敵対的なものとしては考えない。そこでの労賃を巡る闘争はマニファクチャの存立を前提するものであって、けっしてそれを脅かすものではなかった。マニファクチャに対して敵対な態度をとったのはその外部の同職組合あるいは特権都市であった。マニファクチャにおける労働者の地位を決定的に変更させたのは、機械であった。そこで労働者は機械に対して自己に属するものではなく、他人に属するものとして望むことになる。機械が資本として対立的に自立化することによって初めて私的所有はその内的変更を蒙り、資本主義的私的所有をその内部に確立するのである。以上の考察は別稿に譲るほかないことであるが、この「自己に属する」ものとしての生産条件という視点は封建社会の考察においても妥当する。

2. 封建制の解体と農業資本主義

農業資本主義としての資本主義の起源 資本主義の商業化モデル批判

資本主義の起源については多種多様な諸理論が錯綜している。現段階のものとしてはエレン・メイクシス・ウッドの『資本主義の起源』¹⁶⁾が画期をなす。ウッドの際立っているのは従来の資本主義の成立論が循環論法に陥っていること

16) エレン・メイクシス・ウッド『資本主義の起源』、平子友永・中村義孝訳、こぶし書房、2001年。

を批判する点にある。

「資本主義の発生を説明するために、資本主義が前もって存在していたことを想定している」¹⁷⁾

この説明は資本主義の発展は歴史の自然な結果であって、資本主義発展に対する外部の制約を取り除くことだけであると、想定するものである。これらの諸理論をウッドは資本主義の「商業化モデル」と規定している。資本主義は市場の拡大と経済生活の商業化の発達の結果だというわけである。

すなわち、古代の地中海世界における商業は、封建制度、領主権力をその制約としながら、都市の成長や商人の解放とともに、発展してきた。また都市の自立した市民階級が古い文化的制約と政治的寄生、圧迫という制約から自己を解放し、それとともに、都市経済、商業活動、商人的な合理性も解放され、生産技術の改良を伴い、交易が拡大し、近代資本主義が勃興した。発展に対する様々な制約が存在するが、市場の論理は常に不変であり、「機会」があれば、いつでも掴み取ることであり、経済成長と生産力の上昇を助け、最終的に資本主義を生むはずのものである。資本主義の成立を事実上、資本主義を前提しておき、封建的諸制約を取り除けば、それが姿を現すという資本主義の「商業化モデル」はマルクス主義の中にも暗黙に取り入れられていた。分業の発展の成果としての資本主義というアダム・スミスのマルクス主義の克服がウッドの目指すところである。

改良された商業化モデルとして、西洋の都市とヨーロッパの宗教の独自性を強調し、西洋資本主義の独自の発展を説明しようとするウェーバーのモデル、人口の増減という自立的な周期に起因するという人口学的モデルがあるが、初期マルクス及びマルクス主義にもこの商業化モデルに属する。このモデルは「人々は機会があれば資本主義的合理性のルールに従って行動し、

利潤を追求し、労働生産性を向上させる方法を模索する。それゆえ歴史は、中断があるにせよ、生産諸力の発展によって支えられた経済成長の道を資本主義の発展法則にしたがって前進」¹⁸⁾するのである。資本主義的命法、市場の命法（競争原理、労働生産性の上昇と蓄積への強制、利潤の最大化）は歴史貫通的なものではなく、特殊な社会関係のもとで生じるのであり、それは自然的な生成、進化ではなく、それ以前の社会形態との断絶を表すものである。以下、ウッドの「農業資本主義」としての資本主義の起源について概括しておこう¹⁹⁾。

イギリスは他のヨーロッパ諸国に比して早くから領主権力の弱体化と中央集権が進み、16世紀末期には運河網と道路網が整備され、ロンドンがヨーロッパ最大の都市になっており、この都市を中心とした国民市場が発展していた。こうした要因は資本主義成立の背景にはなりえても、ここから商業が資本主義を作り出したということではできない。大商業中心地における交易は分離した市場間の商業的鞘取りという形態をとっており、それは単一の統合された市場の中で競争するというものではなかった。それは本質的に経済外的条件に依存していた。例えば、海その他の輸送ルートの支配、高度な金融上の鞘取り制度、手段と結びついた商業、基本的には譲渡利潤に基づくものであって、資本主義的生産、領有に基づくものではなかった。ここから資本主義へと上昇する要因は存在しなかった。

ウッドは商業化モデルの批判の上にイギリスという特定の場所に資本主義が成立する過程を、まずはイギリスにおける市場の命法に、イギリス社会全体が巻き込まれる過程であることを強調する。市場の命法がイギリスの農村社会を大規模な土地所有者と増大する無所有の大衆という両極分解が土地所有、資本家の借地農、賃労働者という三肢構造によって促進され資本主義

18) 同上、27頁。

19) 同上、第4章「資本主義の農業的起源」参照。

17) 同上、11頁。

を用意した。国家権力の集中のもとでの貴族の土地集積は貴族に経済外的権力の不足を経済的権力で補う方向へと進めた。その集積された土地は借地農に貸し出されていった。すなわち貴族は経済外的権力ではなく、借地農の生産性に依存するようになる。借地農は地主の圧力に対してよりも生産性を高める市場の命法（市場を選択、機会の場として把握する立場とは本質的に異なる）、に従属していった。地代は市場で決定され、借地権市場ができあがっていった。生産性を上げなければ土地を失うことを意味した。貨幣関係の発展と市場の命法、競争圧力が「すべてを決定しつくす構造」（アルチュセル）としてこの過程を規定していった。独立自営の農民層（自由保有農民）もこの圧力から自由ではなかったが、彼らは資本制的生産関係を作りだすことはできなかった。市場に依存する借地農による資本主義的生産の導入が市場の命法を強化し、賃労働者を創出していった。大衆の賃労働者化は市場命法の原因ではなく、その結果であった。市場の命法は利潤のために土地を利用し、改良することを生産的なものとして意識させ、それが困い込みを正当化するものであった（このイデオログがロックであった）。困い込みという大規模な所有関係の変更、その上でなされる農業技術の発展と土地改良事業を可能にする投資という一連の過程としての農業革命は「生産的」な土地利用を妨げる慣習的保有農民の権利の撤廃を意味していた。この過程は18世紀における議会エンクロウジャーによって農業資本主義の勝利を確定した。かくして成立した農業資本主義が産業資本主義を用意していった。

以上がウッドのいう農業資本主義としての資本主義の確立であり、その論点は基本的に首肯しうるものである。資本主義が農業資本主義としてまず確立し、それが産業資本主義を用意していったということは、資本主義の成立の解明には封建的土地所有の解体と自由な私的土地所有の成立の過程が明らかにされなければならない

いことを教えている。そのためにはまず、解体される封建的土地所有がいかなるものであるのかの解明が前提となる。その上でその解体の過程の理論化がしめされなければならない。農業資本主義の成立は同時に土地所有の変革の歴史でもあり、自由な土地所有の成立の過程でもある。我々はこの土地所有の歴史の変革過程における土地所有論を理論化し、自由な土地所有の存立構造を解明していくことである。

資本主義の「商業化モデル」について

資本主義の「商業化モデル」は市場の発展が資本主義を自動的に成立させるというものであって、問題は市場の発展にとつての障害を取り除くことにある。その障害が除去されれば、資本主義は生成・発展するという考え方は深く人々を捉えてはなさないイデオロギーである。それは形を変えて今日も生き続けている。例えば、新自由主義的潮流の華やかな今日においても規制緩和の唱和はそれを物語る。ここにあるのは自由についての理念の対立があることを人は知っていなければならない。ウッドが事実上提起していたが、意識的に仕上げていなかったのはこの自由についての考え方である。

自由には「～からの自由」と「～への自由」がある。資本主義の「商業化モデル」が立脚している自由の概念は「～からの自由」であって、それは自由についての形式的概念を特徴としており、その自由は拘束、障害からの解除を意味しており、まさに～からの自由である。それは認識論的には批判的合理主義に属する。この合理性は目的と手段を分離し、目的実現のために希少な手段の中から整合的な手段を選び出す。すなわち目的実現のために手段を周到に準備し、その実現のための障害を取り除く。それは問題を解決する方法に力点を置き、目的、解決されるべき問題が何であるのか、それが道徳的であるのかどうかには関心がない。そこでは各人に勝手に行為させておけば、予定調和的に最良の結果が得られるという信念が働いている。資本主義の「商業化モデル」は「神の見えざる手」

に委ねよ、規制、障害を取り除き自由な競争に委ねよという深く人々の中に浸透している観念の産物である。

他方「～への自由」は認識論的には構成的合理主義に属するものであり、それは批判的、自由主義的合理主義に対立するものである。それは問題解決、目的実現において、問題解決の過程を統制下におくための組織的条件を作り出す点に合理性を求めるものである。解決は、自然に出てくるというものではなく、問題解決の組織的物質的条件を作り出し、統制された、または統制する行為の結果として生じる。それは結果を予想しながら過程を導こうとする努力の産物であり、その作り出された条件のもとで人々はより新たな諸可能性を作り出す。それが「～への自由」である。資本主義は人々の勝手な行為の結果として自然に作り出されたのではなく、農業場面において賃労働を資本主義的生産関係の下に、社会的労働として組織化し、その集团的組織的生産を統制することによって資本主義的生産が確立したのである。市場経済は資本主義よりも歴史は長い。単なる商品生産、市場経済が自生的に資本主義を生み出したのではない。集团的労働が商品生産として組織化されたところで資本主義は成立したのである。すなわち資本は社会的生産諸条件を自己のもとに組織し、統制する運動の結果として成立するのであって、規制されない市場の自生的な運動の産物では決してない。資本は自己の組織的條件の創出によって資本が資本として活動する自由を獲得したのであった。

以上のことは資本主義の成立に限った話ではない。資本は一端成立すれば、与えられた生産の諸条件、所与としての諸前提を自己の作り出した成果に転化し、生産を遂行する。すなわち資本はその生産様式にふさわしい生産関係、交易諸関係＝市場の諸関係を作りかえ、この新しい諸関係を自己の活動の諸条件にし、自己を有機的総体性として形成する。それによって資本は不透明な過程を予測可能、計算可能、調整可

能な過程に作り変える。かくして資本は新しい条件のもとでより大きな諸可能性を作り出し、このより大なる自由のもとで更なる発展を追求する。勿論、資本は自己が作り出した諸条件を乗り越えることによって矛盾に陥る（恐慌）。資本はこの制限克服をより大なる制限の措置によってのみ克服する。それは資本主義の新たな発展段階を措定するものでもある。以上の過程の詳細は拙稿²⁰⁾を参照されることを期したい。

資本は以上の過程を通じて発展段階を経過していくが、そのどの過程においても「神の見えざる手」なる神秘的、不可解なものに自己を委ねるようなことはしない。資本はその活動の前提としての市場を資本の流過程としてその新しい生産様式が作り出した生産過程に統合し、市場を作り変えていく。資本は「～への自由」に向かって自ら構成的合理主義を遂行していくのであって、障害の除去、規制緩和によって自動的に発展していくものではない。

【補注3】 資本主義の「商業化モデル」は市場の発展を資本主義の成立と発展と同義に考え、市場の制約を取り除けば、あとは資本主義が生成し、発展していくという考え方の基底には「～からの自由」という批判的合理主義があった。この自由についての考え方は今日、宗教にも似た信仰心をもって迎えられている。そのことによって自分たちが陥った誤りにも気がつかない。社会主義という市場経済の障害が除去された後ではロシアは市場経済（＝資本主義経済）の発展の道を歩むであろうと信じて疑っていなかったヘッジ・ファンド LTCM がロシアの国債のデフォルトによって破綻を来したのは有名な話である。二人のノーベル経済学賞受賞者と連邦準備銀行その他のウォール街のやり手たちが作ったドリームチームとしてその名を馳せたこのファンドの破綻は自らの市場観

20) 「資本主義の新しい段階」政治経済研究所『政経研究』No. 86, 2006年5月。特に「結びにかえて」参照のこと。

の破綻であることに気がついていない。この市場観についてウォール街と財務省との間に揺ぎ無い合意がある（これにIMFも追加して置こう）が、LTCMの破綻はこのワシントン・コンセンサスの破綻でもある。

以上の市場観はアメリカに限られた話ではない。現在のグローバリゼーションはソ連・東欧の社会主義の破綻によって開始されたという議論は以上の市場観からくるものである。その逆である。グローバルな資本主義の生産の展開という資本主義の新しい展開が社会主義を崩壊させたのである。ロシアにおける市場経済、資本主義の発展は組織的生産が資本によって組織され、それに適合的な市場諸関係を作り出されることによって実現される。単に「神の手」に委ねるだけで市場は発展するわけではない。

3. 封建的土地所有の構造

封建制は封土（恩貸地制）＝物権関係と忠誠＝身分制、及び従土制という法制史が問題とする視角からではなく、マルクス主義経済史が問題とする農奴制（したがって、生産様式としての三圃制、開放耕地制、村落共同体）という視角から問題にされるべきである。

【封建的土地所有の物象化の独自性】

封建的土地所有は領主（グルンドヘル、マナー領主）と農奴との直接的人格の隷属関係が領主の土地所有の承認関係でもある。この社会関係は軍事力とそれの発現たる領主裁判権に支えられて、経済的強制としての領主直営地における賦役労働＝労働地代を取得する関係である（支配権と財産権との一体化）。この土地所有の権力は農奴を土地に繋縛し、この土地に所有関係を属させ、地代が土地に固有な属性として現象させる（『資』第47章、第二節「労働地代」、1116頁）。それは地代を強制する関係を土地が媒介することによって、土地そのものから地代が生じるという現象を作り出し、農奴をこの関係に包摂する様式である。土地が人々を包摂す

る主体となる。この粗野な（経済的）強制関係という社会関係の物象化は公然たる秘密ではあるが、物象化の端緒でもある。土地所有の物象化とは土地そのものに労働の強制が付着しているのである。こうした賦役労働の付着した土地を保有する農民はその強制された労働を慣習として受容する。それを受容せざるをえないのは、土地から離れて生活することが不可能で、土地に全面的に依存する生活から排除されることは生存そのものを脅かすものである。この土地保有から自由になった場合、あるいはそれから排除されている場合には労働の強制は生じないが、再び賦役労働が付着した土地の保有農民となれば、強制労働の義務が生じる。

この粗野な社会関係はその生産力の低さに規定されており、剰余労働の取得はそれに規定されている。それは農奴の労働元本を超えた剰余労働を可能にするだけの生産性が大きくなければならない。この剰余労働の可能性が地代を創造するのではなく、その可能性を現実性に転化させるのは経済的強制である。封建的土地所有とは経済的支配を内蔵させた土地支配であり、この労働の強制を欠いた土地所有は無意味である。この点が近代的私的所有とは区別されるものである。物象的關係（交換価値）に規定された諸個人の法的関係（承認関係としての契約関係）によって成立する私的所有は価値所有権として構成される。すなわち私的所有としての土地所有は一定の価値額として評価された土地に対する所有権として現われる。封建的土地所有は土地に繋縛された農民への支配であり、そうした農民への支配と結びついた使用価値としての土地支配である。その支配は固有な仕方で行われる。

【生産条件としての伝統の威力（Macht）に基づく支配としての土地所有】

賦役労働への義務を慣習及び伝統によって与えられた法律として神聖化する。これこそ現状維持をこととする支配者の利益に合致する。

「現存状態の基礎——現存状態の基礎に横た

わる関係——の絶えざる再生産が時のたつうちに規律づけられ秩序付けられた形態をとるや否や、とにかく自らこうしたことが生ずる。そしてこの規律と秩序こそは、あらゆる生産様式の社会的確立・したがって単なる恣意及び単なる偶然からの相対的開放の・形態である。あらゆる生産様式は、生産過程及び並びにこれに照応する社会的諸関係の停滞状態のもとでは、それ自身の単なる反復的再生産によってこの形態を達成する。この形態は暫く続けば、習慣および伝統として自らを確立し、ついには明文の法律として神聖化される」²¹⁾

領主の慣習から生じてくる法律（強制力に支えられている）による規律と秩序の確立＝労働地代の取得は領主の代理人たる差配を通じて行われる。それが領主の荘園支配である。領主の支配が法律に骨化された慣習法、伝統という衣をつけて神秘化された形態において現われる。「規律と秩序」を「生産様式の社会的確立・単なる恣意及び単なる偶然からの相対的開放の・形態」とするのは、支配の永続性を一定の土台の上に確立しようとする努力がそこにあることが理解しうる。この慣習としての「規律」によって領主の側での地代取得、したがって強制労働の動員についての予測可能性、計算可能性が創出される。慣習、伝統という神秘的衣を着けているとはいえ、それは封建制の合理化された姿なのである。合理化とはそのままでは理解不可能な状況を理解可能にする努力であり、その中で、人々の行為の方向を明確にし、人々の行為の予測可能性、計算可能性を作り出すことなのである。慣習、伝統は「どうしてそういうことをしなければならぬのか」ということを霧包みにし、その解答を再び慣習・伝統に求めさせるものであり、その循環論法によって問いを封じ込め、問いそのものをはじめから成立させない構造を持つ。支配の根拠が霧包みになっているがゆえにそれは神秘的性格を持つ。したがっ

て慣習・伝統に基づく支配を合理化という点では矛盾しており、合理化過程としては部分的なものにとどまっているといってさしつかえない。この矛盾は農奴と領主の対立関係がこの霧包みされたところに向かうや顕在化し、封建制の土台を震撼せしめるものとなる。

慣習・伝統が尊重されるのは賦役強制義務を持つ農奴の立場を身分として固定化するときにある。身分としての固定化は封建領主層という支配階級が農奴から貢租・賦役を徴収するという特権を維持するためである。これは封建制度全般の特徴であろう。この領主に対する農奴の関係は領主に対する賦役を通じた恣意的私的關係であって、これ以外の公的、社会的関係を認めないというのが身分である。それを慣習・伝統によって霧包みにするものであるが、その霧包みされた神秘の衣の下の鎧は公然の秘密であり、それがその身分を究極的に支えていた。それは支配層の浪費のために賦役義務を負担するということ以外のなにものでもなかった。

荘園は農民の村落共同体を支配する装置であるが、この荘園を通じた支配に対して農奴は対抗的に村落共同体を形成する。封建的支配は土地の広さよりもその土地における農民の相対的密集度に依存する。面積が同じであれば、支配に服する人口が多ければ多いほどそれだけ効率的に封建的地代を領有しうる。それは土地に対する支配として現象するが結局はヒトとヒトとの関係である。封建領主は剰余労働をより多く領有しようとするれば、それだけ追加的、臨時的賦役を強制する。それに抵抗する農奴も慣習が武器となる。彼らは村落共同体における土地の慣習的保有農民（これは慣習的保有、膳本保有としてその名残を近世にまで残す）として対抗する。領主裁判所の陪審制度に共同体員も参加することによって領主の専横を抑え、慣習法を遵守させる。領主の農民に対する関係は一方では、慣習・伝統に規定された支配と、他方でのその侵害として現われる領主の恣意的、追加的強制として現れる。

21) 『資』, 1118頁。

慣習的保有農民がその慣習に従って対抗的に形成したものが、生産様式としての三圃制における開放耕地制である。土地が三つに分割され、三年循環で土地が耕作され、休耕地は家畜の共同放牧として利用される。この経営を補足するのが共同地である。この個人保有地と休耕地の共同放牧、並びに共同地の共同利用こそは領主の支配に対する負担の公平化、相互扶助を可能にするものである。村落共同体は共同作業から必然的に要請されるという側面と領主権力への対抗から要請されるという二重の側面を持って形成された歴史的形物としての自治的共同団体であることを強調しておきたい²²⁾。領主と農民との関係が私的關係であるとすれば、村落共同体を形成してそれに対抗する農民相互の関係は社会的、団体的（アンシュタルト的）性格を持つ。

封建的土地所有の構造

以上の過程をマルクスの包摂概念を適用してみよう。荘園における領主と村落共同体員としての農民の対立的連関を領主が支配的、包摂的主体として総括する。その包摂の様式は既に述べたように賦役義務の付着した土地を領主が保有するという形態で行われる。すなわち賦役義務ある土地の付属物という形態で農民をその支配のもとに包摂していく。ここに土地の物象化が部分的に生じる。すなわち土地から地代（賦役労働としての労働地代）が発生するという現象が生起するというのがそれであるが、しかしそれが部分的であるというのはなによりも賦役労働に駆り出された農民はその労働の自立性を保持しているという点にある。他人のものとしての生産手段への労働の従属は資本主義的生産様式に独自のものであって、賦役労働における労働そのものは生産手段に従属しているわけでもないし、領主はかれらの労働様式を直接に掌

握し、指揮指導するわけではなく、そのまま彼らの労働の仕方様式を受け入れざるをえないのである。その労働の仕方様式に依存せざるをえない。その意味で農奴の労働は自立性を保持している。そこでの領主の支配は労働における支配ではなく、彼らを賦役労働に動員するという直接的な人格的關係におけるそれであり、その支配は外面的である。そのかぎり、領主の包摂的關係は形態的なそれである。

更にその支配は村落共同体の内部にまで浸透し、諸個人の割り当て地における労働及び共同体における共同労働を直接的に掌握するものではない。領主の荘園支配はその内部にある村落共同体を媒介にした諸個人の支配であるがゆえに、諸個人を直接に支配することはできない。村落共同体を解体しないかぎりそれは不可能に思われる²³⁾。したがって領主権力の村落共同体における農奴を形態的にしか包摂しておらず、実質的包摂にはいたっていないというべきである。その農奴に対する関係は普通の強制を伴う「承認のための闘争（Kampf um Anerkennung）」

22) この点が中国の専制国家との相違である。中国の専制国家体制を比喩的に封建的というのはいとしても、概念的には封建制ではない。そこには村落共同体が欠けているからである。中国における専制国家は共同体を解体し、直接専制君主の支配に民衆を結合し、統治していた。民衆を直接的に掌握し、支配していたがゆえに専制国家体制なのである。この点は足立啓二『専制国家史論』柏書房、1998年参照。中国におけるその社会構成は封建制にまでついに進むことが阻止されてきた。したがって民衆は団体形成力を奪われ、組織的生産という歴史的経験も蓄積されなかった。中国は日本以上に生産物の市場化率は進み、市場経済は発展していた。市場経済の発展にもかかわらず、資本主義的生産が中国の社会構成の軌道を設定するまでには発展するにはいたらなかった。アジアにおいて封建制にまで社会構成が進みえたのは日本だけであって、それがゆえに日本はアジア諸国に先んじて資本主義を受け入れ、形成することができた。資本主義は何よりも組織的生産から始まる。それは封建制社会における民衆の側における団体形成の歴史的経験に根ざしている。

22) 村落共同体の自治的性格については M.M.ポスターン『中世の経済と社会』未来社、1983年、152～159頁。

= 「主と奴」(ヘーゲル)の関係として現われざるをえない。それは支配強制関係という社会関係の物象化が部分的なものに留まっており、それだからこそ社会総合が人間関係の総体的物象化へと通じる道にとって替わられるのである。領主支配は結局、生産過程における労働様式、その農民保有地は当然のことながら、その直営地においてすら外面的にしか支配できていないことにその脆さがある。荘園における農奴の賦役義務は究極的には領主の軍事的力によって規定されるものであり、その力に応じて賦役義務の程度が規定されるものとなる。その力は荘園内部に限定されており、荘園外部には適用されていないという点で私的性格を持つ。以上の封建的土地所有は領主的土地所有と農民的土地所有に二重化されて現われているとって差し支えない。

以上の封建的土地所有をここで整理しておこう。ここで問題とするのは最初に断っておいたように、あくまでも領主と農奴との関係において規定される土地所有であり、その上部にある国王によって媒介される領主と領主との関係において規定される恩貸制としての土地所有は本稿の考慮外にある。

所有を規定するのは、取得(=領有)の過程における生産諸条件に対する社会的関係である〔前掲唐渡(2003)『所有論の基本的視座』参照〕。取得の過程は領主と農民とではそれぞれその社会関係に規定されて異なるから、それぞれその社会関係を吟味していかなければならない。注意しなければならないのは封建社会では所有関係を規定する法的関係(承認関係)と経済的関係たる生産関係が直接的な人格的關係のうち未分化のままに一体化している点にある。その点に留意しつつ、領主的土地所有と農民的土地所有として二重化して現れる封建的土地所有をそれぞれ見ていこう。

【領主的土地所有】

まず、領主の取得における社会関係は直営地における賦役労働を支配し、その成果を取得す

る点にある。それは賦役義務が付着した土地所有を通じて農奴の賦役労働を取得・領有する関係である。したがってその社会関係、すなわち領主の農奴の賦役労働に対する関係としてはまず生産関係を構成している。農奴は賦役労働を遂行することを身分として法的政治的に規定されたあり方をしており、その政治的法的関係は慣習・伝統という衣をまとはいるが究極的には軍事力に支えられるものであった。この身分としての農奴に賦役労働を強制する関係は慣習という法的承認関係を纏っているが、軍事力を背後に持つ法的承認関係でもある。ここにあるのは承認を巡る力関係、承認を巡る闘争である。したがって領主と農民との関係は賦役労働を巡る生産関係と慣習という法的関係(政治的軍事的力を背後に持つ関係)が未分離で一体的関係としてある。農民の農奴としてのあり方が経済的であると同時に法的あり方でもある。この一体化された関係のうちにある領主と農民との法的関係が領主の荘園における土地所有権を承認させる関係でもある。したがって領主的土地所有は賦役労働の強制と不可分に結合している。一見して領主の直営地に対する所有権は私的所有権に類するかに見えるが、この直営地における所有権は賦役労働と結合して初めて成立する所有権であるから、そうした封建的絆を持たない私的土地所有とは区別される。

この承認関係は荘園内部における領主直営地、村落共同体に属する農民保有地と村落共同体に付属する共同地の分割を承認する関係でもある。

【農民的土地所有】

村落共同体における農民は開放耕地における自己の割り当て地、共同地、及び休耕地における共同放牧における労働の成果を取得するが、その取得の過程は一方では領主に対する関係と他の共同体成員の関係という二重の社会的関係によって媒介されている。まず、農民は自己の割り当て地において慣習的保有農民として領主に關係する。この場合農民はその割り当て地に対しても、それを耕作する用具及び生産物に対

しても自己の活動の諸条件として関係する。所有は何よりも生産諸条件に対して、他人に属するものとしてではなく、あくまでも自己に「属する」ものとして振舞う関係から生ずる。問題はそこでの社会関係の相異が所有のあれこれの形態を規定する。農民が領主に対して当該土地に対して一定の権利を主張しえるのは、そこでの土地を自己の生産諸条件として農民が関わっているからにほかならない。領主は賦役労働と引き換えに農民の自己に「属する」ものとしての土地への関わりを慣習的なものとして承認する。すなわち、農民は領主の直営地に対しては賦役労働において他人に属するものとして関わるが、自己の割り当て地に対しては自己に属するものとして関わる。この自己の割り当て地における事実的所有は領主との承認関係において慣習的保有権として対立的に成立する。ここでは同じ土地に対して二重の所有権が成立している。一方では領主の上位の所有権と他方での慣習的保有権としての農民の下位の所有権が同一の土地に対立的に連関している。農民の慣習的保有権は下位の所有権とはいえ、それは所有の一つの形態であり、封建的土地所有の構成的契機をなす。農民のこの慣習的保有権が所有権をななら構成するものでないならば、領主は囲込みにおける農民の排除はなんら収奪でもなく、それは自己の正当な所有地からの不当に住み込んでいる農民を排除しているだけということになる。私的所有の形態のみが所有権ではない。

他方、この慣習的保有権は領主に対する村落共同体全体との承認関係を通じて保証されるものである。農民がその権利と義務を慣習として村落共同体を形成して領主に対抗する中で相互に承認しあったものである。領主はその賦役義務を絶えず拡張せんとする「承認のための闘争」という関係を持ち込むが、農民はそれに対して村落共同体を形成し、慣習を盾に領主に対抗する。したがって農民の慣習的保有権は農民が村落共同体の一員であるかぎりにおいて自己の割り当て地の保有権が保証される。この保有権は

村落共同体の成員であるという法的関係（これも成員相互の慣習という衣を纏った承認関係である）と領主との承認関係という二重の承認関係に媒介されている。

以上の共同体の成員性という法的関係が同時に生産関係をなす。生産様式としての三圃制は耕区に散在する地条を共同体規制として三年循環で耕作することを規制されている（耕地強制）。こうした労働のあり方も慣習・掟として法的に規制されている。その慣習に従って労働することが共同体の成員性の証しでもある。それは慣習という法的衣を纏った共同体に対する成員の経済的關係としての生産関係である。こうした共同体に対する関係に規定されて自己の割り当て地に対して自己に属する生産諸条件の一つとして関わる。この自己に属するものとしての関わり方は、自己の用具と自己の労働に基づいて排他的に取得するという関わり方であるという意味において一定の私的性格を持った慣習的保有権を構成している。とはいえこの私的性格は共同労働という共同性に支えられたものである。

以上の割り当て地における取得＝領有は休耕地における共同放牧、更には共同地あるいはそれに類する森林からの採取労働、あるいは共同放牧によって補足される。共同体の成員に対する関係を見る上で決定的に重要なのはそこでの共同労働である。そこでの共同性が共同体を共同体たらしめているのである。この点は本稿の「はじめに」における【補注1】において指摘している点でもあるが、共同労働の存在が私的所有の存立を排除しているということである。共同体の目的は共同体の維持・存続である。したがってそれは共同体の成員の存続、その生活の存続である。共同体の共同地と共同労働による補足がそれを可能にする。更には小屋住み農民（コッター）も共同地、あるいは共同労働に補足されることによって彼らが共同体の成員であるかぎりでは、彼らの生活は保障される。割り当て地における関係がどれほど私的性格を持つとも共同労働が存在するかぎりでは、その

共同体は存続する。この共同地や共同労働が剥ぎ取られれば、私的所有が一挙に進み、貧富の差と不平等が拡大し、共同体は崩壊の憂き目にあう。共同地は共同体の墮落につながる私的所有の生成を食い止め、村落共同体の存続を保障する不可欠の条件である。共同体は共同地に対して共同体に属する生産・生活の条件として関わる。そのかぎりでは共同体は領主との関係において共同地の慣習的保有権を有する。ここにも領主の上位の所有権と共同体の下位の所有権が二重に重なっている。

共同体における共同労働への参加は慣習、掟としてその成員の義務を構成する関係でもあるが、それが共同体の成員性を保証する関係でもある。したがって農民の慣習的保有権は共同性に支えられた所有権である。ここに封建的土地所有における農民的土地所有の根本的特徴がある。

【補注4】 資本主義的生産様式の歴史的理論の出発点は協業である。したがって協業という集団的労働を組織しえたところで初めて資本主義的生産が独立自営の小経営に対して対立的に生成・発展してきた。資本主義の生成は集団的共同的労働を組織することのできた歴史的経験を持ちえたところで生成しえたのである。そのかぎりでは、社会が封建的社会構成にまで進みえたところで資本主義は成立しえた。資本主義が農業資本主義としてイギリスに成立しえたのは、村落共同体の団体的性格、及びそこでの共同労働という歴史的経験が社会に団体形成力を付与した点にあると見て差し支えない。この点はウッズの農業資本主義としての資本主義の成立論が見ていない点なので補足しておきたい。以上の点はもっと強調されてよい。今日の低開発諸国における経済発展論の問題点はどのようにして組織的生産の条件を創出するのかという視点が欠落している点にある。IMF、世銀の開発論は規制を撤廃し、市場を開放すれば必ずそこに市場経済(=資本主義)が生成してくるといふものである。ここにも「～からの自由」と

「～への自由」の対立がある。

労働地代から貨幣地代へ

ノルマンのイングランド征服を画期として全土に確立するイギリス封建制は征服王朝ゆえに王権が強力で、散居する領主権力と一種のトレード・オフ関係にあった。領主権の相対的弱体化は労働地代から生産物地代を飛び越えて貨幣地代へと進むことを可能にした。それは領主直営地における封建的賦役の金納化として始まった。貨幣地代への移行は剰余労働を貨幣に転化された剰余生産物でもって支払を強制されるのであって、そのかぎりでは封建的地代の最終形態であるが、しかしそれはその解消の形態でもある。

貨幣地代への移行は国際的交易を含めた商業、商品流通と貨幣流通の発展を前提とする。保有農民はその生産物が販売されなければならない。当時既に羊毛は国際商品であり、牧羊は共同地、休養地で飼育され、未開墾地では無制限であった。商品流通が進展し、農民も貨幣経済に巻き込まれ、貨幣収入を取得するようになっていった。このことが貨幣地代を可能にした。一方では領主直営地、聖界領が牧羊場に転化し、封建的土地所有者がブルジョア化していった。すなわち領主の直営地の請負化と貨幣地代の成立は領主権力の弱体化にともなう賦役労働の強制ができなくなったことを意味する。保有農民のなかには貨幣蓄積が進み、自己の割り当て地を買い取り、自由保有農民(フリーホルド)となる部分が出てくる(村落共同体の弱体化への道)。それは賦役義務を有するその保有地から賦役義務が除去されること、あるいは貨幣地代の負担の免除を意味する。その土地保有の零細性ゆえに富裕ではないが、7割を占める慣習的保有農民よりもその封建的負担ははるかに軽減された。保有農民の中に格差が持ち込まれることになる。慣習的保有農民の負う負担²⁴⁾は直営地の賦役の金納化にとどまらず、それは多岐にわたって

24) M ポスタン、前掲 160～161頁。

いた。それらが慣習的保有地に合体されて課せられるものであった。それは貨幣地代が土地から生じるという土地の物象化の進展でもある。

慣習的保有農民の貨幣負担（12～13世紀の実情）はM.ポスタンによれば以下の通りである。

貨幣負担と類似の教会上納。追加的に得た土地の「借地料」。豚放牧料。家畜放牧料。領主放牧地の使用料。死者の財産に課される死亡税。新規保有農民に課される登記一時金、隷屬身分に関わる負担人頭税、種々の理由で課される承認料、例えば婚姻承認料。これらのマナの諸負担に加えて教会への十分の一税と王室の臨時税²⁵⁾。

領主は優等地を直営地として所有し、その装備の優越性によってその生産性は保証つきのものであった。それに加えて放牧地と羊柵の優先的利用権があったが、概してその経営は悪く、借地化するほかなかった。他方、慣習的保有農民の土地は劣悪で、そこからの負担は貨幣地代を含めて絶えず変動するものであったが、ほぼ50%に達していた。一定の賃借の条件に示される分益農の場合でも大陸の分益小作と同じように領主の取り分は50%に達していた²⁶⁾。13世紀の慣習的保有農民が貨幣地代以外の奉仕義務を免れて新しい土地を保有する場合でも、分益小作農の水準に直ちに上昇した。自由保有農民はその保有地の分割相続をゆるされていたが、慣習的保有農民はゆるされていなかった。かれらの保有地は負担に耐えるためには自由保有農民よりも広い土地を耕作しなければならなかった。それは一定の経営規模を維持させることによって地代徴収を確実にするという領主の望むところでもあった。領主と教会（教会への上納は教皇に奉げられるもので後の国王のカトリックからの破門は農民にはむしろ歓迎された）の寄生性に対する敵意が醸成されていった。貨幣経済

の浸透は領主の浪費を増大させ、疲弊した領主の貨幣徴収を巡る承認を求める要求が増大し、それは領主と農民の対立を深めるとともに、貨幣負担から逃れるために自由保有農民の権利を買い取る者を生み出すようになる。自由保有農民の存在は領主権力を掘り崩すものであるが、その一時的貨幣収入のために領主はそれを承認するほかなかった。

それは同時に村落共同体内部における不平等を生み出し共同体規制を弛緩させることにもなっていた。

【補注5：貨幣地代の成立】 イギリスにおいて労働地代から貨幣地代への飛び越しの転化は独自の道を経過した。この点ではヨーゼフ・クリシエルの展開する論理²⁷⁾から幾つかの論点を類推させるものがある。

まず、賦役の義務は1週2日ないし3日で、3人の男子の補助者と共に出頭すること、また収穫期においては更に毎週2、3日の労働が臨時に強制される。したがってこの時期には労働がすべて領主によって支配される²⁸⁾。

この賦役は極めて過酷なものであることを類推させる。この賦役に応えることができる農民は一定の層に限られる。それが慣習的な保有農民であり、封建社会における本来的農民であるということが出来る。土地なし農民、5エーカー以下の土地しか保有しない零細農民にとっては不可能な負担であろう。村落共同体は領主の賦役に堪えることのできる大家族制における農民から構成されており、これらの大家族制からはみ出した零細農民が共同地等に小屋住み農民としてしがみついて生きていたのではないか。クーリシエルによれば、こうした農民（コッター）は当時、三分の一に達しており、これらの農民は共同体を構成する農民の日雇いとなったり、共同体にぶら下がったりし

25) この負担の詳細はM.ポスタン、前掲160～162頁。
26) 同上。

27) ヨーゼフ・クーリシエル『ヨーロッパ中世経済史』増田四郎監修、東洋経済新報社、1974年。
28) 同上、192頁。

て生きていた。すなわち共同体内部に既に（ノルマン王朝征服時）に保有関係の不平等という対立が存在しており、富裕な農民はコッターを日雇い労働として雇用し、彼らを自己の代わりに賦役の給付に使用できた²⁹⁾。賦役か給付かは選択の問題であったが、週のうち3人も男子労働力を2日ないし3日賦役に供するということは彼らの存在なしには考えられない。

ここで封建的土地所有とは強制労働が付着した土地の所有であることを想起しよう。農民にとっては賦役義務を有する土地の保有である。したがって小屋住み農民（コッター）のような零細土地保有者は賦役義務が相対的に少ないことを意味する。あったとしても賦役義務のある土地の零細所有であるから、その賦役義務もそれだけ少ないということになる。しかしその土地保有の零細性ゆえにその生活は共同体に依存しなければ到底不可能である。更に本来の慣習的保有農民に課せられた賦役強制を肩代わりすることによって細々とその生活を可能にさせた。他方、村落共同体の中核的構成員であり、本来の慣習的保有農民・農奴は賦役義務との引き換えに農民はその生活を保障された。領主の支配に包摂されることによって農民はその生活を保障されるというこの支配・包摂的關係はその周囲にこの包摂的關係からはみ出した部分を持つことによって補完されることを意味する。労働地代に表現される支配・包摂的關係が機能するにはその周囲に安全弁を配置しているのである。不安定な土地なし農民、あるいは零細な土地保有者は逃亡し、都市で吸収されないかぎり土地所有の支配包摂的關係の潤滑油として機能するべく留まらざるをえない。他方では、都市に逃亡していった部分が都市の商業的、工業的生産者として農村の現物経済を震撼させる層として台頭してきくことも事実である。いかなる社会的生産様式もその周囲に周辺的な補完的機能を有する層を生み出すのであって、それはちょうど、資本主義的生産様式が産業予備軍をその安全弁として有するの

と同じである。

こうした零細土地保有者の雇用労働による賦役の給付が貨幣地代への移行を容易にしえたものと思われる。したがって、領主の賦役にどの農民もが平等に応じていたとは思えない。賦役義務のある土地所有に応じた賦役である。過酷な賦役義務に応じることができ、しっかりと領主に搾取される農民こそが自らの安定した経営と生活を確保しえたのであり、こうした農民が本来の農村共同体の中核的存在であったということが出来る。したがって共同体におけるコッターの権利、地位も必然的に弱かったことを予想させる。賃金は相対的には高いが残業によって長時間働かせられる正社員と低賃金のパート、アルバイト、請負、派遣という非正規労働者を想起させられる。

ところで、貨幣地代の成立は以下の事情に基づく。

「労働給付は所領地管理人によって厳しく監視され、管理人は各人の怠慢を記録し、貨幣で賠償させたのである。このように、時のたつうちに、一定の価値尺度が形成され、それによって各労働が、その性質に応じて評価されたのである。この貨幣支払は、本来、欠席した賦役日に対する罰として徴収された罰金の意味を持っていた。時のたつうちに、それは日常的現象となり、かくて賦役労働を代償する貨幣給付に転化したのである。賦役労働の貨幣給付による代償は残り、しかもそれはすでに頻繁に行われていたにもかかわらず、なお純粹に随意的なものであった³⁰⁾」

貨幣地代は賦役義務の不履行に対する罰金として始まり、それが慣習化することによって成立した。したがって貨幣給付から賦役への後退は慣習の侵害とみなされるようになり、領主と農民との対抗関係において慣習が形成されていった。この罰金としての貨幣支払は「各労働が、その性質に応じて評価され」ということにしたがって押し付けられたものである。労働の相異に応じて異なる罰金が科せられるということは封建社会の特徴を

29) 同上, 236 頁。

30) 同上, 193 頁。

物語る。封建社会では等しい労働というものはいくつもない。しかし何がより重要な労働か、あるいは高度な労働であるかの評価は恣意的とならざるをえない。熟練形成を要する労働、あるいは簡単な労働に対する複雑労働のような関係は簡単労働を基礎にして複雑労働を評価する社会的機構、すなわち熟練形成、あるいは複雑労働力の形成費用などが計算可能なところで評価可能である。封建社会はそうした貨幣関係（その背後には労働の同等性、人間の同等性の観念が成立している）が社会に深く浸透しているとは言いがたい。したがって様々な労働給付に代替する貨幣給付はそれぞれ恣意的なものとして成立するが、それを慣習として定着させていったということが理解できる。とはいえ、恣意的なものとしての貨幣給付の慣習としての定着は自然に行われるわけではなく、最終的には、軍事力と裁判権を背景とした領主の経済外的強制が貨幣地代を形成しているといつて差し支えない。経済外的強制が貨幣地代を支えているという点がその封建的地代としての性格を規定している。

この貨幣地代への転化は個々の農民保有地に対してのみならず、村落共同体全体に対して行われた。それは広大な領域に妥当し、永続的に行われた。それは13世紀には基本的には確立していた。以上の貨幣地代への移行は土地保有関係の不平等に基づく農民による農民の雇用が存在していたことが前提となっていた。

以上の、貨幣地代への移行によって領主はかれらの経営を維持するには、賃労働の雇用にたよるざるをえなくなった。土地なし農民、コッターや零細保有農民が賃労働者として駆り出されていった。だが、領主にこうして動員された農民を組織し、指揮するという能力があるわけではない。必然的にその経営は他者に委ねなければならなかった。領主直営地の賃貸しが行われるようになるや、領主はその放牧地経営の拡大を指向し、共同放牧地、総有地が囲い込まれるようになり、その賃労働の規模の拡大、共同地の盗奪に伴う農民の権利の侵害という新たな矛盾が展開していくことにな

る。貨幣地代の成立は必然的に賃労働を生み出すのである。同時に囲い込みによって共同地への権利を奪われた土地なし農民や小屋住み農民を賃労働者にし、賃労働を拡大していった。賃労働は契約関係の必然的な導入である。貨幣地代の発展は賃労働という貨幣関係を拡大する。一方で封建的な貨幣給付と契約関係としての賃労働は対立するものである。封建的なものに対してブルジョア的關係が広範に展開してくる。それは領主と農民との貨幣地代の給付関係に変更を迫るものとなる。それは慣習に基づく規律から貨幣関係（借地関係）という物象的關係に基づく規律への転化の序幕でもあった。

直接的な人格関係から貨幣関係への展開 —封建的規律から新しい規律への展開—

14世紀は一揆の時代であった。それは1381年のワット・タイラーの一揆において頂点をむかえる。領主の権力とその収奪・抑圧が強化されたわけではなく、むしろ弱体化していた。封建領主の権力は農村共同体内の人間の数に基礎を置くものであった。黒死病もさることながら、農奴・隷農の都市への逃亡があいつぎ、その権力を蝕み、その支配力を弱体化させていった。領主の直営地や小土地保有農から賃金上昇にたいする最高賃金制を定めた労働者規正法が要求されていった。封建的圧力よりも需要と供給の圧力のほうが強くなっていった。領主権力は国王権力への依存を強めた。農民の逃亡を防ぎ、無主地への強制的移住、強制的賃金規制も失敗に終わった。15世紀の都市の発展は農民の逃亡を加速させた。農民を引き止める最も有効な方法は地代の引き下げと隷農の義務負担の軽減、雇用労働における賃金の上昇しかなかった。薔薇戦争によって門閥貴族は疲弊し、没落していた。その権力基盤を蝕まれていた彼らには既に封建家臣団を維持する力はなかった。ヘンリー7世治下のもとでこの従者団の解体は領主対農民の封建的承認関係を支える武力の喪失を意味した。これは領主の権力を国王に集中させる絶

対王政への道であると同時に権力の中央集権である。封建的外皮に包まれていようと社会の国家形態での総括の展開である。領主と農民の封建的承認関係は契約関係としての承認関係に転化していった。封建的貢租としての貨幣地代の貸借関係に規定された借地地代への移行である。債権・債務関係から発生する貨幣関係という物象的關係に規定された承認関係が封建的外皮のうちに成立していった。

貨幣が王様になり、コスト計算する農民が貨幣関係、市場の命法に一層従属するようになる³¹⁾。もはや農民は農奴という身分を脱却していた。その点についてマルクスは以下のように指摘している。

「イギリスでは農奴制が14世紀の終頃には既に事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また15世紀には更に一層、自由で自営の農民——彼等の所有がいかなる封建的看板によって隠蔽されていようと——から成り立っていた。比較的大きい領主直営農場では、以前には自ら農奴であった^{ペイリフ}荘宰が自由な借地農業者によって駆逐されていた。農業上の賃労働者は、一部分は相対的にも絶対的にも数の少ない自立する本来の賃労働者階級から成り立っていた。後者も事実的には同時に自営農民であった、というわけは、彼らはその賃金のほかに4エーカーまたはそれ以上の耕地と小屋とを分与されていたからである。のみならず彼らは本来の農民とともに共同地の用益権を享有したのであるが、この共同地は、彼らの家畜の放牧場であると同時に、彼らに燃料たる薪や泥炭なども提供した³²⁾」

マルクスの指摘にあるように15世紀には農奴制下にあった農民は「自由で自営の農民」になっていった。すなわち封建的土地所有関係はブルジョア的土地の貸借関係に転化しており、

農民は借地農民としてその自由な身分を獲得していた。しかし封建的権利名義を所有していたその土地を借地に転化させられることによってブルジョア的所有権のもとではその所有における権利名義を喪失した。こうした移行はどうして生じたのか。

既に述べたように労働地代から貨幣地代への移行は領主直営地の経営を雇用労働に依存させた。この賃労働を巡る領主と農民との関係はいかに法的に発達していなくとも経済的には貨幣関係であり、法的には契約である。慣習という領主と農民との封建的関係は領主の支配領域たる荘園内部のことであるが、契約という法的関係は領主の個別的領域支配力の内部における封建的関係をはみ出す普遍的なブルジョアの関係である。土地無し農民あるいは小屋住みの零細保有農民が賃労働者化していき、それが封建的諸関係とは異質な貨幣関係（法的には契約関係）を発展させていった。それは荘園という領域内にもみ妥当する領主権力を超えた市民法が領主と農民の間に媒介者として介入することを意味する。それまでは媒介者として機能しえなかった国家が媒介者として双方を国家のもとに包摂・総括していった。こうした契約関係が領主と農民の封建的関係を蚕食し、封建的土地所有関係をブルジョアの貸借関係に変貌させていった。賃労働という貨幣関係が新しい契約関係を媒介していった。この新しいブルジョア的關係をもちや古い封建的関係で律することは不可能となる。

ここで注意しておかなければならないのは領主と農民との間に持ち込まれた貨幣関係は領主と農民との関係をブルジョア的なものに容容させたが、農民相互の関係を律する共同体規制は依然として残存し、賃労働者化していった農民といえども共同体の固い殻のうちに閉じ込められていた。農民は領主との関係においては自由であったが、農民相互の関係においては自立性を獲得してはいなかった。マルクスの引用からも理解できるように、賃労働者化していった農

31) M ポスタン、前掲 197～198 頁。

32) 『資』、第24章第2節「農村民からの土地の収奪」1096～1097 頁。

民たちは「本来的農民とともに共同地の用益権を享有していた」。共同体の紐帯を支えるものが共同地と共同労働であり、それが存在するかぎり、共同体は存続し続けるということである。以上の過程は賃労働者を創出する過程であるが、それが蝸牛のごとき歩みであるのは領主と農民の関係よりも農民相互の関係に規定されているという点が重要である。この関係が解体されるには新たな歴史的運動によって媒介されなければならなかった。とはいえ、農民の賃労働者化はブルジョア的関係の推進力であった。

ここで賃労働者の創出過程において決定的なのは需給関係という物象的關係が賃金の最高限界を定める労働者条例・法律を作り出したということである。農民の賃労働者化が普遍的化し、国民的問題として登場してきた。領主と農民との伝統的慣習的な規律とそれに加えられる恣意的、任意的な賦課はもはや効力はなく、新たな規律が必要となったことを意味する。この法律は効力を持たなかったとはいえ、新しい時代の到来を告げるものでもある。

【補注6：貨幣関係と労働者条例の持つ意義】

賃労働という貨幣関係が賃金の最高限界を定める労働者条例（これには労働日の最低限界が同時にともなっている）は歴史研究者にはあまり取り上げられてこなかった問題であるが、それはもっと注目されるべきである。というのも多くの歴史研究者が中世の終焉、あるいは近代的土地所有の成立を財産相続制度とかユース法、あるいは裁判制度などの法律あるいは法制度に求め、それを成立させている経済的關係には全く考慮していないからである。法・法律は物象的關係たる経済的關係の表現であり、そこから派生するものである。法律に以上のことを求めることは法律という派生的なものが近代社会の構成の原動力にされ、それが経済的諸關係を構成するという転倒した論理になりかねない。

労働者条例は領主がもはや労働者をその支配

のうちに包摂することが不可能になったことを意味している。領主と農民との個別的統制という関係では処理できなくなり、全国的、一律的に労働者をその枠内に押し込めるものである。封建的家臣団を解体され、軍事的な武力という背景を何ら持たない領主はもはや抵抗するどころか、なすすべもなく国王にこの点では依存するしかなかった。したがってこの法律は賃労働の問題を領主の問題から国家の問題とし、国家が賃労働者と土地所有者並びに大借地農を国家のもとに包摂していく闘いであることを意味した。それは封建領主から国王への権力の集中を実現するものである。貨幣経済の発展と社会の国家形態での総括は相互促進的であった。賃金の最高限界を定める労働者条例はかつての領主である大土地所有者に味方するものであるとはいえ、両者を契約関係という法律のもとでの当事者とするものであり、質的には両者は契約の当事者として同等なものとして扱われ、ともに国家のもとに総括されていった。それと同時にその法律は労働者を新しい関係に順応させるものでもあった。

法律は新しい習慣、道徳を打ち建てる闘いである。それは新しい規律を打ち立てる闘いであると同時に新しいタイプの人間を作り出す闘いでもある。封建的規律としての伝統的慣習的行為は神秘化され、その行為の起源を隠蔽化されるという形式において存在していた。どうしてそうする必要があるのか、という問いには伝統・習慣であるからというということによってその行為の何故ということが、不問にされる。他方、物象的關係に規定される規律（discipline）としての行為は長い年月をかけて、訓育（discipline）され、殆ど自動ばねのように反応する人間を作り出すことから生み出される。そのことによって画一的人間集団を作り出し、人々の行為の予測可能性、操作可能性を作り出し、目的ある行為を可能にするものである（合理化過程）。したがって、その行為の何故ということが不問にされるということでは極めて類似して

くるが、本質的に区別されなければならない。後者の規律は資本主義的生産関係に適合的なものであり、資本主義的生産はそうした人間を作り出す。人々は慣習・伝統という規律から新しい規律に順応していった。労働者条例は領主の権力の再構築ではなく、むしろまさに展開しようとしている資本主義を用意するものである。それは領主のもとにあった農民を領主から奪い取り、賃労働者として国家のもとに総括することであり、ブルジョアの体制に順応化させることである。それは領主と農民の対立を自己のもとでの対立に転化させ、国家が対立の調停者、和解者として登場する契機をなすものであった。

経済外的強制ではなく、経済的諸関係のもつ暗黙の強制力に人々は順応し始めてきたのであり、そうした諸関係を自己の生活諸条件にしはじめたのである。封建領主と農民の関係は貨幣関係・契約関係へと転化していった。とりわけ借地農業者との関係はそれを一層促進した。

4. 囲い込みと農業資本主義

領主的囲い込みと大土地所有

貨幣地代は生産費の関係が決定的問題となり、そこに貨幣支出が入り込む。それは保有農民の採算性を計算する商品生産者へと発展せしめる。それは共同体内への商品流通、貨幣関係を導入させる。これは自由保有農民を生み出したと同時に領主との慣習的法的関係を契約上の貨幣関係に転化させる。慣習的保有の残滓を持った謄本保有として借地農業者となる。商品流通の拡大に伴って伝統的貨幣支出を強制される小地主たるジェントリー層の没落と借地農化がすすんでいく。かつての領主の領主権は形骸化し、土地所有者（フリー・ホルダー）一般として地代収入に依存する層になっていった。この過程は土地所有権が富、地代を生み出すものとして商品化されていった。その際、土地の売買は地代を生む土地の売買として商品化されることも意味した（土地の物象化とこの物象的關係に

規定された契約関係による所有権の確立）。かくして慣習的保有権に優越する借地権が既成事実的に進行する。こうした過程を一挙に促進したのが、第一次囲い込みと農業革命であった。これが革命的であるのは囲い込みの規模の問題とか、飛躍的な生産量の増大とか、著しい技術の発展という点にあるのではなく、農業に資本関係という新しい生産関係が導入された点にある。この新しい生産関係に規定された農業生産が資本主義の軌道を設定していった。

貨幣関係という物象的諸関係のもつ強制力＝市場の命法がこの時期に加速化される。何よりも15世紀は羊毛の輸出の発展、更には16世紀には毛織物工業が発展する。16世紀の繰り返された通貨の悪鑄はポンドの為替レートを低下させ、輸出毛織物を割安に、輸出を増大させていった。輸出の急増は羊毛価格を上昇させ、牧羊業が発展し、領主的囲い込みが進んでいった。

以上の過程をマルクスは以下の如く述べている。

「資本制的生産様式の基礎を創造した変革の序曲は、15世紀の最後の三分の一期及び16世紀の始め数10年間に演ぜられた。……封建的従者団の解体によって、無一物なプロレタリア大衆が労働市場に投げ出された。それ自身ブルジョアの発展の一産物たる王権は、絶対的主権をめざすその努力によってこの従者団の解体を暴力的に速めたとはいえ、王権は決して、その〔プロレタリアート創造の〕唯一の原因ではなかった。むしろ、王権や議会と頑強に対立して、大封建領主が農民を土地——農民が領主自身と同じ封建的権利名義を持っていた土地——から暴力的に狩り立てることにより、また農民の共同地を横奪することによって比較にならぬほど大きなプロレタリアートを創造したのである。これに直接の刺激を与えたのは、イギリスでは、特にフランドルの羊毛工業の繁栄と、それに照応する羊毛価格の騰貴であった。旧封建貴族は諸々の封建的大戦争によって食い尽くされてしまい、新貴族は、貨幣を凡ゆる権力中の権力と

する時代の児であった」³³⁾

囲込みはなによりも領主的囲い込み＝領主経済のブルジョア化として進行していった。この領主的囲込みはその出自を商人にしている新興貴族たるジェントリー層によって加速されていた。彼らは没落した旧門閥貴族から荘園を買い取り、あるいは没収された聖界領を買い取って大土地所有者になっていった。農村ではなく都市に住んでいる彼らはかつての門閥貴族と違って農民との慣習に縛られることはなかった。この囲込みは後に続く領主的・ブルジョア的土地変革としての市民革命の土台となっていった。牧羊大経営が資本家的経営に転化した過程こそ農業資本主義の展開である。それは暴力的過程として展開された。封建制的生産様式は土地に縛り付けられた農村民の数の多さに基礎をおくものであったが、その基礎を破壊していった。この「古き良き時代」の慣習を一変させる資本形成と人民大衆の遠慮ない搾取と貧窮化とが、凡ゆる国策の極致と看なされる文明水準にはまだ社会は立っていないかった。

領主経済のブルジョア化についてヘンリー7世、8世治下の土地横奪について、マルクスはベーコンを引用して紹介している。

「当時(1489年)、耕地が僅かの牧夫によって容易に管理される牧羊場に転化されることについて苦情が増加した。そして有期、終身及び1年契約の借地農場(ヨークマンの大部分はこれで生活していた)が領主直営農場に転化された。このことは人民の衰微をもたらした。その結果都市や教会や十分の一税の衰微をもたらした。……この弊害の救治にあたっては、当時の王及び議会の知恵は驚嘆に値するものがあつた。……彼らは、かかる人口絶滅的な共同地横奪や、それに続く人口絶滅的な牧場経営を防止する方策をとつた」³⁴⁾

「多くの借地農場及び大きな家畜群、特に羊

が僅かの人の手に集中され、これがために地代は著しく増大して農耕は著しく衰微し、教会や家屋はとり壊され、驚くほどの人民大衆は自身自身や家族を養うことができなくなった」³⁵⁾

領主的囲込みによるブルジョアの大土地所有は定期的な地代収入をもたらす投資対象となっていた。他に投資対象がさほど存在していなかったこの時代、新興のジェントリー層にとって土地は格好の投資対象であった。地代を生むものとしての土地という土地の物象化は領主と農民との関係を根本的に変容させた。農民の土地保有権は借地権に切り替えられ、領主と農民の関係は貨幣関係としての貸借関係に媒介されるものとなった。それは土地の商品化と土地市場の発展をもたらした。農民は封建的土地所有を構成する慣習的保有権を奪われた自由民となった。

立法による囲込み禁止令は「自由で自営の農民」の農業経営の維持にあつたが、領主的囲込みはそれを乗り越えて進んでいった。それは農村民の小経営と対立的に進んでいった。「資本主義制度の要求するものは、その逆に、人民大衆の奴隷状態であり、彼ら自身の被傭者への転化であり、彼らの労働手段の資本への転化であつた」³⁶⁾

農業資本主義の確立・展開

一資本家的借地農業者と賃労働者一

農業資本主義として資本主義が確立したといつてもいつ、どこで、誰によってということには不明な点が多く残されており、その点はマルクスも第24章の本源的蓄積論の第4節「資本制的借地農業者の創世記」において認めるところであつた。以上の点について我々もマルクスと共に「手探り」していこう。

「問題となるのは、資本家は本源的にはどこから来たか?ということである。けだし農村民の収奪は、直接にはただ大土地所有者を創造することにどまるからである。借地農業者の創世記については、我々はそれをいわば手探りしうる

33) 『資』, 1099頁。

34) 同上, 1099~1100頁。

35)36) 同上, 1100頁。

だけである、というわけは、それは多くの世紀にまたがる緩慢な過程だからである」³⁷⁾

緩慢な過程に決定的要素がつけ加わるのが16世紀である。

「15世紀の最後の三分の一に始まり、殆ど16世紀全体（とはいえ最後の2、30年は除く）にわたって続いた農業革命は、農民を貧困化したのと同じ速さで借地農業者を富裕化した。共同牧場などの横奪によって彼は、殆ど無費用でその家畜数を甚だしく増加することができたが、その家畜は、土地耕作のための豊富な肥料を彼に提供したのである」³⁸⁾

土地所有関係の変革としての農業革命は富裕な借地農業者と農民の貧困化として展開していった。マルクスの方法的視座は農民のプロレタリア化と貧困化の上に生成する農業資本主義というものである。この過程の上で資本家的借地農業者の隆盛を決定づける要素が付け加わった。領主的囲込みが生み出した大量の無一物のプロレタリアートの存在と16世紀の価格革命がそれである。

1 封建的生産様式の資本制的生産様式への転化を媒介する集中的で組織的な暴力

領主的土地所有によって始まった土地所有関係の変革は囲込みと借地関係の展開となった。16世紀における土地所有関係について赤沢氏が貴重な指摘をしているので参照しておこう。

「16世紀には、土地年収の10年分が自由保有地の購買価格であったが、定期借地保有（リース・ホールド）の契約更新における登記（entry fine）は、年収の5年分が一般的な相場であり、21年間契約が定期借地保有の通例の慣行であった。14世紀中葉から15世紀前半にかけての定期借地保有の発生期には。なお、借地慣行は流動的であり、短期借地契約が頻出していた。1年ごと、3年、7年等の契約期間が、短期借地契約の例として指摘される」³⁹⁾

領主の土地所有者への転化に際して共同地を含めた囲込みは共同地に依存していた農民を一挙に追放した。他方で、多額の契約更新料によってその存立基盤を脆弱なものにされ、その相対的地位を低められた零細借地農は契約更新が不可能となり、浮浪化した民の中に流れ込んでいった。赤沢氏は新貴族（ニュー・ジェントリー）が資本制地代を指向し、旧貴族は零細保有農民に対して短期かつ不安定な契約による高率の競争地代、零細農耕を基礎とする慣習地代を課し、彼らを零落させていったことを紹介している⁴⁰⁾が、旧貴族は契約関係に封建的諸関係を持ち込んで地代と一時金を引き上げていった。土地を奪われた多くの農民がこうした条件を引き受けさせられ、結局は零落していった。彼らを待ち受けていたものは貪欲で残虐な資本主義であった。

マルクスが本源的蓄積の章「第三節」で述べているように、不意打ち的で暴力的な土地収奪によって追放された人々が乞食や盗賊や浮浪民に転化し、その彼らの余儀ない浮浪化、窮民化が流血立法によって懲罰された。ヘンリー8世治下1530年の条例において浮浪民は労働能力のないものと労働能力のあるものとに分けられ、前者には、乞食の免許が与えられたが、後者は鞭打たれ、再犯者は鞭打ちの上に耳を切り落とされ、三犯になると重罪犯人及び共同体の敵として死刑に処され、その数は7万2千人に及んだとされている。更にエドワード6世治下、1547年の条例では、労働をすることを拒むものはその告発者の奴隷にされ、逃亡すれば、終身奴隷に処され、強制労働が課された。この奴隷は奴隷主によって賃貸しされることもできた。彼らは烙印され、鎖に繋がれて労働を強制され、誰でも浮浪民からその子供をとりあげて徒弟とし、男児なら24歳まで、女児なら20歳まで保持する権利を有した。この種の教区奴隷は19世紀までRounds menの名で保存された。

37) 38) 同上, 1133頁。

39) 赤沢計真『土地所有の歴史的形態』青木書店, 1977年, 184頁。

40) 同上。

領土の土地所有者への転化は荘園に対する領土の領域支配力が放棄されたことを意味し、荘園は政治的な単位ではなくなり、それは教区とそこにおける共同体に委ねられるようになった。以上の刑罰が同時に救貧制度の始まりでもある。浮浪民の救済は教区奴隷、あるいは徒弟という形での強制労働に結びついたものである。もはやかつての領土には労働規律を注入する力もそれを行う地位にもいなかった。救貧の単位は教区に設定され、その負担は共同体に押しつけられた。各教区に救貧監督官がおかれ教区から救貧税を徴収した。浮浪罪は共同体の敵として扱われた。他方で教区奴隷と徒弟は共同体内の富農、大借地農によって利用され、彼らは無償の労働力を享受し、資本主義的生産様式の確立と資本家的借地農の温室的促成栽培に寄与した。

2 価格革命と資本性的借地農

「16世紀には決定的な契機が付け加わった。当時には借地契約が長期で、99年というものもたびたびあった。貴金属したがって貨幣の価値の継続的減少は、借地農業者に黄金の果実をもたらした。……この価値減少は労賃を低下させた。この労賃の一部分は借地農業利潤に付け加えられた穀物や羊毛や肉の、要するに全農業生産物の継続的な価格騰貴は、借地農業者の力をまたないで彼の貨幣資本を膨張させたが、彼の支払わねばならない貨幣地代は古い貨幣価値で契約されていたのである。かくして彼は、自分の賃労働者と地主を犠牲として自らを富裕にした。だからイギリスが16世紀末に当時の事情からみて富裕な『資本制的借地農業者』なる一階級を有したのは、不思議ではない」⁴¹⁾

価格革命による物価騰貴と長期の固定地代は資本家的借地農業の経営の確立と利潤の安定的確保を可能にしたことを意味する。労働者と土地所有者の犠牲において地代は利潤の超過分として事実的に確立していったことを認識させる。すなわち事実的に存在していた資本制的借地農

業者が富裕となり、階級として不動の地位を確立していったことがわかる。その意味では農業資本主義は基本的に16世紀の農業革命を契機として、強力に創出された農村民の浮浪化と窮民化、更には奴隷制と徒弟制、更には価格革命という事情が、すなわち組織された集中的暴力と経済的諸関係の無言の強制力が農業資本主義の確立という一点に収斂していった。農業資本主義の成立についてはこれ以上の「手探り」についてはマルクスがかつて道具から機械への転化について述べたことで満足しなければならない。

「ここで取り扱われるのは、大きな、一般的な特徴だけである。というわけは、社会史の諸時代は地球史のそれと同じように、抽象的で厳密な限界線によって区分されはしないからである」⁴²⁾

3 共同体のブルジョア化

領土的困込みは大土地所有者をつくりだしたが、この領土的困込みは共同地の横奪は村落共同体における農村民相互の社会的関係を変更するものとなる。既に述べたように共同体の目的は共同体そのものの維持にある。共同体の維持にとって決定的に重要なのは共同地とそこでの共同労働である。土地無し農民、零細土地保有農民はこの共同労働を通じて共同地に対して封建的権利名義を所有していた。即ち彼らは共同地に対して「自己に属するものとして関わる」関係を相互に承認しあっていた。領土的困込みはその共同地の横奪として展開し、共同地に依存していた農民をそこから追放していった。それは同時に共同労働における共同性を同時に喪失することを意味した。そのかぎり「自由な賃労働者」にならざるをえなかったのである。「自由な労働者」の自由の意味にはこうした共同地の共同利用における共同性の喪失という意味もあることを我々は知っていなければならない。ローマの市民は共同地の共同利用における

41) 『資』, 1133頁。

42) 同上, 610頁。

共同性を奪われる（privirt）ことによって私的土地所有者となったが、こちらの場合は無一物のプロレタリアートとして放り出されたのである。

以上の領主的囲い込みは小ブルジョアの囲い込みをもたらし、その二様の共同地の横奪は農民の内部に深刻な階層分化をもたらしていった。無一物のプロレタリア化する農民と富裕化する農民への分解である。本来の農民であり、村落共同体の有力な構成員たる慣習的保有農民相互の関係を変更させていった。貨幣収入の増大という市場の命法に従って散在していた条地を共同体内での慣習を無視して土地を交換分合し、一箇所に土地を集中させ、効率的に土地を耕作するものが現われてきた。共同体に対する権利の弱い土地なし農民、あるいは家畜を所有しない零細土地保有農民が共同地から締め出され、共同地の囲い込みが農民自身の手によっておこなわれるようになる。それは開放耕地制を変質させ、共同体の社会関係をブルジョア的社会関係に変貌させた。借地契約の増大は又貸し的な借地権の設定が行われ、休耕地、共同地に対する農民的・小ブルジョアのエンクロウジャーが進む。農民相互の関係は相互に自立的で排他的な貨幣関係に転化していった。それは慣習的保有権の衰微を意味した。慣習的保有権から分離された土地の事実的所有は、その慣習的権利を支えていた共同体成員間の社会的関係（それは共同体内の慣習法、掟に対象化されている）そのものの弱体化、解体を意味する。この過程こそ農業資本主義に共同体が順応化し、共同体の成員間の関係が貨幣関係に媒介されるものとなり、農業資本主義の土台としての商品・貨幣関係の裾野を拡大し、資本主義確立へとすべてのものを動員する市場の命法、経済的諸関係の無言の強制力を強化するものであった。

4 聖界領の盗奪と国家による総括

「人民大衆の暴力的収奪過程は16世紀に宗教改革とその結果たる巨大な寺領盗奪とによって、新たな恐るべき刺激をうけた」⁴³⁾

旧教の教会はそれ自身封建的所有者であり、ほぼイギリスの土地の三分の一以上を領有していた。「その大部分の土地が・・・王の強欲な寵臣に寄贈されるか、または二束三文で投機的な借地農業者や都市ブルジョアに売り飛ばされた」⁴⁴⁾。この巨大な土地から世襲的小作人たちが追放され、巨大な経営地を作り出した。マルクスはこの寺領の盗奪について封建的所有関係の最後の砦を崩壊させたとして位置づけている。

「寺領は古代的土地所有諸関係の宗教的堡壘をなしていた。前者の崩壊とともに、後者ももはや存続しえなくなった」⁴⁵⁾

寺領の解体はブルジョア的關係、貨幣關係の大規模な創出であると同時に新たな大土地所有者と大借地農および浮浪民とその窮民化を作り出すものであり、それが農業資本主義の形成に合流していったことは直ちに推測しえる。ここでも国家の経済的、政治的力能を読み取れる。寺領における封建地代の大部分はローマの教皇に上納されていた。そのかぎりでは教会は民衆に大きくのしかかった搾取者であった。同時に封建制度の最後の砦として封建領主なき後にも国王権力に対立するものであった。民衆は教会と国王という二重の権力と権威に従属するものであった。寺領の盗奪はその教会の経済力を壊滅し、国王権力のもとに教会をおくことを意味する。それは外国において支配を行使する教皇から民衆を国王のもとに置くことであり、それはナショナルなものとして民衆を統合していくものである。それは民衆を国民として統合することであり、封建的諸関係の最後の巨大な残滓を取り除き、ブルジョア化した諸関係を国家のもとに総括することである。

寺領盗奪はブルジョアの諸関係を拡大するとともに、その拡大したブルジョアの諸関係の総括として国家を屹立たせることでもあった。封建的生産様式から資本制的生産様式への転化、

43) 44) 同上, 1102 頁。

45) 同上, 1103 頁。

したがって封建的土地所有関係から近代土地所有への転化は国家による社会の総括という過程に媒介されるものであった。

【補注7：物象的關係に基づく土地所有關係の進展】 近代的土地所有の成立にとって貨幣地代が契約關係に転化することであり、この契約關係が貨幣關係に基づく対等な關係になることである。この關係が成立する上で画期をなすのが、チューダー絶対王政下のヘンリー7世治世14年(1498年)における「借地占有回収訴訟法」の成立である。これは川島氏もアダム・スミスから学んでいるものでもある。すなわち、土地所有者がその所有權を誰かに譲渡した場合、新しい繼承者はそれまでの賃借期限が残存しているにもかかわらず、それを破棄して他の誰かとより高額の地代をもって契約するということ阻止するものであった。この法律によって借地人の權利が譲受人に対して対抗しえるようになった。

「これによってイギリスの小作人階級の地位が安定し、農業に対する資本の投資が確固たる基礎をすえたのであった」⁴⁶⁾

以上の点についてスミスは以下のように述べている。

「かれらは、かれらの契約期限の消滅以前に、新しい購入者によって合法的にその借地權を奪われえたのであり、イングランドでは、占有回収の擬制的訴訟によってさえ、それはできた。かれらが主人の暴力により不法に立ち退かされたとしても、かれらが救済をえるための訴訟はきわめて不完全であった。それは必ずしも常にかれらに土地の占有を回復しないで、実際の損失に決して及ばぬ賠償をあたえたのであった。おそらくヨーロッパのうちで独立自営農民層が常に最も尊敬されてきた国であるイングランドにおいてさえヘンリー7世第14年になってようやく借地占有回収訴訟法が発明され、それによって借地人が損害だけでな

く占有をも回復し、かれの請求が1回の巡回裁判の不確実な判決によって必ずしも結審されるものではないことになったのである。この訴訟法は非常に有効な対策であることがわかったので、近代の慣行においては、地主が土地の占有をを求める訴訟をおこす必要のあるときには、かれは地主としてのかれに本来属する訴權すなわち權利令状もしくは立入令状を殆ど利用しないで、かれの借地人の名において借地占有回収訴訟令状により訴訟をおこしている。それゆえイングランドでは、借地人の安全は土地所有者のそれとひとしい」⁴⁷⁾

以上のことはイギリスにおける農業資本主義の事象的成立を類推させる。

第一に、地主と借地人との対等な關係(契約關係)はそれを成立させている貨幣關係が優位性を持っていること、この關係に地主も従属していることを意味している。この物象的關係に規定された法的關係は領主と農民との個別的で傳統的慣習的關係ではなくなっている。地主と借地人のこの対等な關係は国家のもとに包摂された關係となっている。このような關係を作り出したのはその背後には資本主義的な生産關係を導入した大借地農業者の存在を示唆する。こうした法的關係が成立するには零細借地農と地主との抗争が頻発していたことを類推させるが、それを法的關係にまで高めるには強力な政治力を主導する存在がなければならない。すなわち借地農を統合し、その勢力の意志を法律にまで高めるには大借地農の存在を抜きには考えられない。一方の側における地主階級と他方の側における借地農階級という階級的対立を市民対市民の權利対權利の關係として両者を媒介し、調停、和解させる主体として国家が公的權力として裁決するというのが以上の過程である。かくして対立する両項は國家を形成する契機に組み込まれ、すなわち國家のもとでの市民=國民として総括され、國家は最高の総括主体となっていく。以上の過程は國家形態でのブルジョア社会の

46) 川島武宣『所有權法の理論』岩波書店、1949年、53頁。

47) アダム・スミス『国富論』上、上、「世界の大思想」14、水田洋訳、河出書房、1965年、329頁。

総括の一要素をなすものである。

以上の対等な契約関係が土地所有のブルジョア化の内容をなすのであって、19世紀の後半に至ってようやく契約関係を土台として成立するユンカー的土地所有、すなわち土地所有の貴族化とも異なる。経営と所有の分離しないユンカー的土地所有は地代と利潤の未分離がその経営を放漫にし、慢性的な債務超過に陥らせていた。本来、大経営は農業においては有利になるはずのものであるが、景気変動に反応することができず、ユンカーの利害を反映した政府の効率保護関税によってその命脈を保っていた。その土地所有の利害は土地所有者の社会的地位の高さ、その名誉と身分の追求のうちに見られ、資本主義的採算性を度外視した土地需要をもたらし、更に、相続ともなって生じる土地の分散化を防ぐ「世襲財産法」による土地所有の固定化、最優良地の独占は地価を異常に高騰させていた。この地価の高さがユンカーの大土地所有とならんで、農民の土地所有の零細性と借り受け競争に規定された競争地代の高額化を規定していった。この場合の土地所有者の圧倒的優位性が対等な契約関係の導入を遅らせることになる。この場合の世襲財産法は後に述べるイギリスにおける領主的土地所有＝大土地所有のブルジョア化とは異なるものであって、この地代を資本主義的地代と規定することはできない⁴⁸⁾。

第二に、以上の過程は土地所有のブルジョア化を意味する。地主に対する借地占有回収権の確立は例えば、日本では貴族院においていつも否決され、終に成立することはなく戦後の農地改革を迎えることになるが、以上のことは日本における土地所有者と小作農との関係、すなわち債権・債務関係という対立関係の特殊性を理解する鍵を与える。

「この二つの役柄（債権者と債務者 筆者）は商品流通から独立しても登場しうる。たとえば、

古代世界の階級闘争は主として債権者と債務者との闘争の形態で現われたのであって、ローマにおいては平民債務者の没落をもって終わり、この債務者は奴隷にされた。中世においては、闘争は封建的債務者の没落をもって終わり、この債務者は自分の政治的力をその経済的力とともに失った。とはいえ貨幣形態は、——というのは、債権者と債務者との関係は一つの貨幣関係の形態をとるのだが、——ここでは、より深く根ざしている経済的な生活諸条件の敵対を反映しているにすぎない⁴⁹⁾」

債権・債務関係は貨幣関係であり、それに規定された諸人格の関係は対等な関係であるにも関わらず、それが前近代的关系をもち込んで解釈され、債務者を従属的關係におくのが日本の土地所有関係であった。更に現物地代がその関係をより固定化させた。本来、貨幣関係であるべきところに現物地代という前近代的关系が持ち込まれるのも一方では没落農民を賃労働として吸収するだけの資本主義的生産と商品流通の未発達が一般的条件となっている。その意味で、それは「経済的な生活条件の敵対を反映」している。この未発達が雇用場面の少なさによって競争地代として高率の地代を規定しているように見える。土地借り受け競争に規定された競争地代という関係は需要と供給という貨幣関係を擬制的にもつものとして現われる。しかし現物地代は農民の生産を商品生産者にすることを妨げ、商品流通の展開を妨げ、商品生産者としての自立性を奪っていくものである。こうした条件であっても資本主義は発展していくのであって、資本主義的生産は商品流通に規定された人格的關係を生成させていくはずのものである。そうした関係の生成を妨げたのが土地所有者の小作人に対して優越的にしておくその政治的・法的関係である。

それは農民を土地に緊縛し、経済外的強制によって地代を収奪する封建的土地所有と異なる。しかし、農民が小作料を納めないときには農民から土地を取り上げることを可能にするだけでなく、契

48) 以上のユンカー的土地所有については、住谷一彦『リストとヴェーバー』未来社、1969年、310～312頁参照。

49) 『資』、266～267頁。

約期限以前にその契約を無効にしようとする関係を近代的契約関係に立脚した土地所有というわけにはいかない。土地を自由に処分できるという処分権から以上の土地所有を自由な私的土地所有というわけにはいかない。土地所有の性格はそれを成立させている社会的関係 = 社会的承認関係としての契約関係に規定される。この社会的関係から土地所有を規定するという視角が決定的に重要である。

16 世紀の価格革命は借地農業者に有利し、借地農業者の資本家の生成を促進した。それは大借地農の資本蓄積を促進していった。それは囲い込みを決定的に勢いづかせた。他方で、多くの小土地所有者は没落し、大土地所有の土地集積が進行する。これが市民革命を規定していった⁵⁰⁾。

市民革命は囲い込みを抑制するというよりも「協議」に基づく囲い込みを指向し、それが一般化し、1656 年の囲い込み規制法は廃止された。これに抵抗する膳本保有農民の運動は挫折に終わることになる。囲い込みはレッセ・フェールとなり、フリーホールドをもつものは事実上私的所有者となる。1640 年以降、囲い込みの阻止はおこなわれなくなった。「羊が人を食べる」(トーマス・モア)。この私的土地所有としてのフリーホールドと契約に基づく借地権、リー

スホールドとの照応関係が土地所有の基本的関係となる。すなわち、土地所有は借地権の近代化とともに確立していくことになる。すなわち、土地が売却されても借地権は新しい土地所有者との間に継続するということが確認される。これは借地農場への投資を促進するものであった。資本家の借地農業の展開、資本賃労働関係の農業における展開は大規模な土地改良事業、開拓を可能にし、農業革命となっていった。農業革命とは基本的に農業における資本制の生産関係の確立であり、農業における三肢構造(三階級)が確立する。

5. 国家と土地所有

市民革命は領主権の否定も、共同体的土地保有も革命立法としてはおこなわれなかったから、膳本保有、慣習保有、任意保有は残ることになる。しかし上からの土地所有の法的確認は中世を最終的に終焉させることになる(補注参照)。また開放耕地制も残るが村落共同体の弱体化は慣習的保有権の弱体化となり、衰微していくことになり、代わって経済領域の固有の法則に適應する法律による保障を必要としていった。土地の貸借関係を規定する法律の成立がそれであった。共同体的土地所有と慣習的保有権は 18 世紀の第二次囲い込み = 議会エンクロウジャーに

50) 市民革命の性格については椎名重明氏『近代的土地所有』東京大学出版会、1973 年、35~38 頁参照。椎名氏は領主的土地所有のブルジョア化と資本関係の形成を進めたものとして農民収奪的な側面を持った市民革命を進歩的と評価している。それは領主の大土地所有への転成を市民革命の不徹底性という見解に対して向けられてもので、市民革命がブルジョアの土地所有を生成し、資本主義を用意した側面を進歩的というのである。それに対してフランス革命における農民の分割地所有を小ブルジョアの反動として規定する。ブルジョア革命によるブルジョアの土地所有と資本主義の成立という認識はウッドがいうところの「資本主義の商業化モデル」そのものであるといわざるをえない。何らかの歴史的制約が取りのぞかれれば、資本主義が姿を

現すというのがそれである。市場の発展の結果としての資本主義というスミスのマルクス主義の立場からすれば、「ブルジョアの大土地所有の成立」を「進歩」的というのは当然であろう。この「進歩」という認識の背後にはスミスのマルクス主義が暗黙の了解事項となっている。進歩か反動かという二分法では一面的な規定になる。物事にはいつも両面的な側面がつきまとう。大土地所有はブルジョアの土地所有の推進力であったし、それは土地の社会的所有の一步手前であるという点では進歩的であろう。だが、この大土地所有という土地集積の過程は暴力的収奪過程であって、それは残虐な民衆の窮民化、奴隷化を伴うものであった。それは進歩のための犠牲であるというのであれば、そんな進歩は御免蒙りたい。

よって最終的に解体されることになる。すなわち16世紀に始まる農業革命・農業資本主義によってその軌道を設定された資本主義が最終的に確立される。それは国家が社会を総括する主体として屹立していく過程でもあった。その総括の過程は対立する諸身分からその政治的法的規定を剥ぎ取り、彼らを同一の権利主体としての市民として承認し、かれらを国民として国家のもとに包摂する過程であった。

以上の過程は以下の如く総括しうる。近代の経済秩序はかつての封建的契約や慣習的保有権として所有の相互尊重を保証していた慣習が動揺し、階級的利害の対立によって効力を失うにつれて、それだけ国家の法による保障を必要とした。それは慣習的、身分制的諸団体とそれを拘束する慣習法を解体し、強制力が国家に集中、独占され普遍的に展開する市場の命法に適應する国家形成へと進んでいった。ここに近代における経済と国家・法の照応過程が存在する。この過程こそ国家のブルジョア社会の総括の始点を与えるものである。事実的に成立している法的関係としての私的土地所有を制定法として確立するものであり、それは階級的利害関係を調整、媒介するものとして成立する。もはや、身分的な領主と農民との対立ではなく、対等な市民対市民、同一の権利対権利の関係を調停する公的権力として国家が自己を形態化していく過程である。国家を媒介者として対立する諸階級が総合、包括され、組み込まれていく過程であり、同時により普遍的なものによる支配を打ち立てる過程でもある。それは合理化過程といって差し支えない。

16世紀から展開する農業資本主義の進行が産業資本主義の土台として先行していった。

産業革命と機を一にして進行したエンクロウジャーこそ大量的農民追放となり、牧羊ではなく、穀物生産を中心にした農業資本主義の確立となる。土地への資本投下があたかも自然の豊穰度を増大させたかのように差額地代を増大させた。土地所有者もまた土地改良の意義を認め、

地力を増大させる方策を借地契約に盛り込むようになる。これは残存投下資本価値の補償慣行を成立させ、土地所有が資本に包摂される過程としてそれは展開した。テナント・ライト＝残存資本価値の補償問題の解決が最終的に近代的土地所有権の確立となる。テナント・ライト補償の確立は市民革命期にはなされず、1779年のCourt of Queens Benchの判決まで待たなければならなかった。それは慣習と判例によって保証される権利として最終的に確立する。

以上から、借地権という契約関係＝債権・債務関係が土地所有の承認関係として土地所有を一貫して規定していき、自由な私的土地所有を存立させていったということが出来る。

【補注8：農業資本主義の確立】 中世の終焉に関しては国王、教会、王党派の土地処分による土地の大量売却によって促進された土地の商品化そのものの事実的進行そのものが中世終焉の原動力をなす。その土地の商品化が拡大する商品流通一般に支援されて進み、土地も商品流通を支配する原理としての営業の自由、コモン・ローに規定されるようになり、土地がそれに付着する封建的、慣習的権利から離脱していったことが中世を終焉させた。そのメルクマールとなる立法的措置はそれを追認したにすぎない。こうした中世の終焉の立法的措置として

後見裁判所、騎士保有、囲込み禁止法の廃棄。とくに後見裁判所の廃棄は国王の上級所有権の否定は国王との封土を媒介にした封建的関係（事実上それは崩壊していた）を最終的に切断し、領主を私的土地所有者にした。

1535年のユース法は土地譲渡の自由拡大を承認し、自由保有地の上級所有権は名目化され、自由保有地は制約なしに自由に売買されるものとなる。1540年の遺言法の継承的不動産権設定は以上の措置と一見矛盾するものである。それは世襲財産の分割相続を制限するもので、大土地所有の継続、維持を図るものであった。したがってそれは大土地所有の土地集積を追

認するものであった⁵¹⁾。

以上の過程は封建領主が領主でなくなる過程（マナ体制の崩壊）であり、土地が村落共同体の共同財産でなくなる過程であり、農民が農民でなくなる過程である。しかしこの過程はさらにより強固な措置に補完されなければならないとするのが、椎名氏の見解である。椎名氏は以下の2点を強調する。

星法院裁判所（court of star chamber）の廃止（1641年）。権力の封建的集中として絶対王制の大権裁判所機構のなかで、囲い込みに反対する一揆や集会に対抗して作られたこの星法院裁判所こそは形骸化した領主権の完全無力化を救い、経済外的強制を代行してきたもので、最後の保塁であった。マナ裁判所で処理されるべき問題（土地保有権、入相権ないし慣行に関するもの）がここに持ち込まれ、領主権を支えてきた。領主も経済的諸力、需給法則の権力に従属するほかなくなった。

囲い込み自由の確立（囲い込み規制法の最終的廃止、1656年）。囲い込みは農民暴動（enclosure riots）を爆発させた。囲い込みは法を無視して行われたとはいえ、議会派が星法院に代わって暴動を抑制する口実は私有財産の擁護しかなかった。自由保有としての土地所有者のなかには抵当流れで土地を取得した商人が多くふくまれており、彼らは成り上がりの新ジェントリー層を形成していた。こうした現実そのものが土地を封建的諸関係から分離した私的所有財産にしていった。議会派（その主力は大土地所有者）は囲い込みによる事実上の所有権を私有財産として確認していった。

以上のヒル、及び椎名氏の見解はそれとして傾聴に値するものである。以上の法律及び法制度の

確立は既に16世紀に確立した経済的諸関係の上に展開する法的関係としての契約関係の法律の確定であった。資本主義が農業資本主義として確立したといっても、それは多くの封建的外皮と残滓が纏わりついたままでの確立であった。それは16世紀の農業革命と農業資本主義が設定した資本主義の軌道の不備を補充していく過程である。こうした法的な制度のあれこれの成立を指標として資本主義と私的土地所有の確立を語るならば最終的にはテナント・ライトの法的補償（1779年）まで待たねばならないことになる。私的所有、近代的土地所有を成立させるのは何かということが重要なのである。

【補注9：物象的關係に規定された土地所有の認識—ベティの地代論—】すでに述べたように、貨幣地代は労働地代としての賦役労働の不履行に対する罰金として始められ、それが波及していったものであった。その罰金はクーリッシュェルによれば（本論文13-14頁）以下の如く述べられている。

「時の経つうちに、一定の価値尺度が形成され、それによって各労働が、その性質に応じて評価された」

労働がその性質に応じて異なる評価をえ、異なる罰金を科せられていることが指摘されていたが、この点は留意する必要がある。封建社会においては労働はそれぞれ異なるものであって、労働としての同等性が評価されるようになるには、マルクスの指摘を待つまでもなく、その基底において人間としての同等性が国民的先入見において成立していなければならない。封建制度のうちに貨幣関係が導入されたことは、封建制度の解体を早めるものではあっても、この関係はブルジョアの関係ではない。貨幣関係のうちに封建的諸関係が持ち込まれて解釈され、適用されたものである。貨幣関係もそこでの支配的關係に規定される。ローマの社会において平民の債務の不履行が奴隷への転落を意味したように、ここでの貨幣関係もそこでの支配的人間關係に規定される。諸労働の同等性、

51) 以上の中世の終焉についてはクリストファ・ヒル『宗教改革から産業革命へ』浜林正夫訳、未来社、1970年、第3部第3章「農業と土地制度」参照。

農業における労働と他の分野での労働、例えば、銀山での労働との同等性を認識したのがペティであった。諸労働の同等性の認識は同時に人間の同等性の認識が社会的に成立していることが前提となる。その意味ではペティの時代には労働の同等性を語りうる地平が既に成立していたといって差し支えない。以下ペティの土地所有論を吟味していこう。

ペティの地代及び価値論

ペティは地代のみならず他の賃料一般の「神秘的性質」の本質を明らかにするという問題設定においてその価値規定を展開している。ペティにおいては穀物の価値はそれに含まれている労働時間によって規定されており、地代は総生産物から労賃と種子（事実上の不変資本の投下物）とを差し引いた剰余生産物に等しい。地代は事実上、剰余労働が対象化されている剰余生産物に等しい。すなわち、地代のなかには利潤が含まれており地代と利潤は未分離である。この剰余としての地代の自然価格を「七年間の平均値、またはむしろ凶作と豊作とが回転して周期をつくりあげていくような幾年かの平均値が、穀物で表わされたその土地の地代」であるとす⁵²⁾。

ついでその地代を表現する穀物の価値を産銀労働との比較量によって規定している。すなわち諸商品の価値は諸商品に含まれている労働の比較量によって規定される。貨幣としての銀の生産と製造には多様な労働が含まれている。すなわち「銀の生産される地方へ行き、そこで銀を採掘し、それを精錬し、それを他の人が穀物を栽培している地方へ運び、それを貨幣に鑄造する」⁵³⁾ということがなされなければならない。労働の多様性（輸送・運搬、採掘、精錬、鑄造の諸労働）はすべて労働時間に還元される。銀生産には穀物生産よ

りも「多くの技術と危険とが伴いうる」としても、10人の10年間の穀物生産と同じ条件での銀生産は同じ価格の生産物価値となる⁵⁴⁾。ここでは労働の無差別な同等性が語られている。そのかぎりでは農業における労働を生産的とする重農主義の見地は乗り越えられている。ペティは資本主義を語りうる地平に立っていた。

資本還元された地代としての土地の貨幣価値

ペティは「諸々の価値を均等化することや平衡化すること」の基礎、すなわち自然価格の基礎を以上の如く労働に求めながら、価値の「自然的標準・尺度」を土地と労働に求め、土地と労働の「自然的等価関係」⁵⁵⁾という重農主義にひきずられた提唱を行う。しかしその重農主義的な残滓はペティにとっては脱ぎ捨てられるべき古着に他ならなかった。ペティは地代を剰余労働に帰着させたのちに、土地を資本還元された地代、すなわち年々の地代総額に帰着させる。すなわちペティは祖父、父、子の三代のそれぞれの平均存命期間（平均的生涯労働期間）を21年とし、その21年を土地の購買年数とする。土地の価値はこの21年の地代の総計にする。ペティにとっての賃料は地代と貨幣利子だけであるが、この利子も地代から派生するものとしている。ペティにとって利潤は地代の形態をとるものであるから、利子は所与のものではなく、地代から派生させなければならない。

「利子の最低限については、その安全さに疑問がないところでは、借り入れた貨幣で買えるだけの土地からあがる地代の総額であるといえよう」⁵⁶⁾

ここでは利子が地代の価格によって規定されており、他方で地代の価格または土地の購買価格が利子に規定されているようにもあら

52) ペティ『租税貢納論』、大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫、76～77頁。

53) 同上、77頁。

54) 同上。

55) 同上、79頁。

56) 同上、85頁。

われている。この点についてマルクスは「これはきわめて首尾一貫している。というのは、地代は剰余価値の一般の形態として説明されており、したがって、貨幣の利子は副次的形態として地代から導きだされざるをえないからである」⁵⁷⁾

更にペティは差額地代を同じ豊度を持つ様々な土地の市場からの距離と土地の豊度の差異、即ち土地の生産性から導きだしている。「ペティはA・スミスよりも適切に差額地代を説明していた」⁵⁸⁾。土地と労働を「自然的等価関係」にあるとしつつも、土地の価格を剰余労働から説明している点では両者は決して等価の関係にはない。それはまさに「天才的」⁵⁹⁾(マルクス)なものであった。価格の尺度・基準を労働に求める点では首尾一貫している。

以上のペティの論理は資本制的借地農について説明しているわけではないが、土地所有者と借地農との関係を貨幣関係という物象の関係において説明し、それを労働の同等性関係から出発して説明している。こうした論理が成り立つには、すで

に近代的土地所有を成立させる貨幣関係とその上に成立する法的関係としての契約関係が普遍的に成立していることを土台としている。この関係が成立していれば農業において資本主義的生産関係が成立するというのも容易に理解できる。ペティの「租税貢納論」は1662年に執筆されており、農業資本主義は革命を通じてより確固とした基盤の上に成立していたことを類推させる。ペティは「労働価値説の創始者すなわち近世経済学の礎石を置いた人」⁶⁰⁾と呼ばれるにふさわしく事実上資本主義の認識の一步手前にいた。ペティにあっては、地代は「農業の剰余価値の全体の表現として、土地からではなく労働から導きだされており、労働者の生活維持に必要なものを超える労働の剰余」⁶¹⁾であるとしてマルクスも最大限の賛辞を贈っていた。ここから平均利潤の超過分として資本制的地代の認識にいたるには平均利潤を巡って競争する多くの産業資本が農業資本主義と並存し、農業への資本投下はそれらの数ある投下先の一つにすぎなくなるまでに資本主義が発展していなければならない。それはスミスを待たなければならなかった。

57) 『経済学批判』(1861 - 1863年草稿)、資本論草稿集9、大月書店、493頁。
58) 59) 同上、491頁。

60) ペティ、前掲、訳者あとがき松川七郎、222頁。
61) マルクス、前掲492~493頁。